

第3期
網走市
子ども・子育て支援事業計画
【第1部】

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

網走市

－ は じ め に －

次世代を担う子どもたちは、未来の希望そのものです。

しかし、人口減少・少子高齢化の進行、世帯構成や働き方の変化、社会のデジタル化やグローバル化、地域のつながりの希薄化などを背景に、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育てに対する不安・悩み・孤立感などを抱えているご家庭は決して少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。



令和5年4月『こどもまんなか』の社会の実現のため「こども家庭庁」が創設され、「こども基本法」の施行や「こども大綱」「こども未来戦略」の策定など、子どもに関する施策の充実が進んでいます。

この事を踏まえ、子どもや子育てを取り巻く現状と施策、今後の課題など、「網走市子ども・子育て会議」において熱心にご議論いただき、令和7年度から5年間を期間とする第3期「網走市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、当市において一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現のための大きな柱となるものであり、網走市総合計画の基本目標を踏まえるとともに、第1期および第2期「網走市子ども・子育て支援事業計画」の理念を引き継ぎ、「親も子も 地域とともに育つまち あばしり」を基本理念として、子どもが健やかに育ち、子育て世代の皆さまが安心して子どもを生み育てられる地域作りを目指すものです。

計画の策定にあたりご尽力いただきました「網走市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、「計画策定のためのニーズ調査」にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

網走市長 水 谷 洋 一

第1部 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 子ども・子育て支援法の制度概要	5
第2章 網走市の子どもと子育て家庭の現状と課題	9
第1節 人口や世帯、就業状況等	11
第2節 ニーズ調査からみた網走市の子育て環境について	17
第3節 保育サービスなどの状況	22
第3章 計画の基本的な考え方	29
第1節 計画の基本理念	31
第2節 子どもの人口の見通し	32
第3節 教育・保育提供区域の設定	33
第4節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	33
第5節 基本目標	34
第6節 施策の体系	35
第4章 分野別施策の展開	37
基本目標1 地域における子育ての支援	39
基本目標2 母と子の健康の確保及び増進	52
基本目標3 子どもの教育環境の整備	65
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	73
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	79
基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	80
第5章 計画の推進	91
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携	93
第2節 計画の進行管理	95
資料編	97
第1節 子ども・子育て会議委員・事務局名簿	98
第2節 計画策定の経過	100

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、それまで個別に行われてきた幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的に推進することが目指され、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

網走市では、平成27年3月に「第1期網走市子ども・子育て支援事業計画」を、次いで令和2年3月には「第2期網走市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもと家庭を対象とした総合的な子育て支援を推進してきました。

また、「網走市総合計画」（計画期間：平成30年度～令和9年度）では、保健・医療・福祉分野においては「一人ひとりを大切にするやさしいまち」、教育分野においては「豊かなひとを育むまち」を目指しています。

本計画は、本市の子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや確保方策等を計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにすることを目的としています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、各年度の「子どものための教育・保育給付」の需要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込み、それらの提供体制確保策を定めます。

また、本計画は、網走市総合計画を上位計画とし、網走市地域福祉計画、網走市健康づくりプラン、網走市障がい者福祉計画（障がい児福祉計画）・網走市障がい福祉計画、網走市学校教育計画等の関連計画と整合を図りながら進めていくものです。

なお、本市においては、子育て支援施策を展開するうえで、子ども・子育て支援関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援することを目的とした次世代育成支援行動計画（後期計画）を包含し、各分野における施策を本計画で示します。

第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、令和7（2025）年度から、令和11（2029）年度までを計画期間とします。

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
【第2期】 網走市子ども・子育て支援事業計画					【第3期】 網走市子ども・子育て支援事業計画				
		中間見直し		第3期計画策定			（必要に応じ） 中間見直し		第4期計画策定

第4節 子ども・子育て支援法の制度概要

1 子ども子育て支援法でのサービスの類型

「子ども・子育て支援法」のサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となります。また、「子ども・子育て支援給付」は、主に「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」に分かれます。

<子ども・子育て支援法におけるサービスの類型>

給付の区分			事業名
子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	施設型給付	公立幼稚園
			新制度への移行を選択する私立幼稚園
			公立認可保育所
			幼保連携型認定こども園
			幼稚園型認定こども園
			保育所型認定こども園
			地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付（市町村が認可）	小規模保育
			家庭的保育
			居宅訪問型保育
	子育てのための施設等利用給付	施設等利用給付	事業所内保育
			幼稚園（従来型）
			特別支援学校
			預かり保育事業
	地域子ども・子育て支援事業		認可外保育施設等
		利用者支援事業	
		地域子育て支援拠点事業	
		妊婦健康診査	
		乳児家庭全戸訪問事業	
		養育支援訪問事業等	
		子育て短期支援事業	
		ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
		一時預かり事業	
		延長保育事業	
		病児保育事業	
		放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
		実費徴収に係る補足給付を行う事業	
		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
		子育て世帯訪問支援事業	
		児童育成支援拠点事業	
		親子関係形成支援事業	
		妊婦等包括相談支援事業	
		乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	産後ケア事業		

※「子どものための現金給付」として支給する「児童手当」も、子ども・子育て支援法の適用となります。

2 施設型給付

「子ども・子育て支援法」では、幼稚園、認可保育所、認定こども園は、「教育・保育施設」と称され、そのうち、同法による施設型給付を行うための市町村による「確認」を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。したがって、公立幼稚園、認可保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援法の「特定教育・保育施設」に移行しています。「施設型給付」とは、「特定教育・保育施設」で行う教育・保育のことで、これに要する費用は法定代理受領が基本となり、保護者が支払う使用料・利用者負担金は、国が定める「公定価格」から、「施設型給付費」を差し引いた額となります（市町村が利用者の所得に応じて定める応能負担）。

私立幼稚園は、従来からの私学助成・幼稚園就園奨励費補助による制度か、「子ども・子育て支援法」の「施設型給付」の利用かを法人が選択することになります。この場合、利用者の負担金は、従来制度の場合は「自由価格」で、「施設型給付」の場合は、上記同様、市町村が利用者の所得に応じて定める応能負担となります。

なお、本制度に移行していない幼稚園は、令和元年 10 月に実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに創設された施設等利用給付の対象となっています。

3 地域型保育給付

利用定員 6 人以上 19 人以下の①「小規模保育」、利用定員 5 人以下の②「家庭的保育」、子どもの居宅で保育する③「居宅訪問型保育」、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供する④「事業所内保育」は、地域型保育給付として、市町村が条例に基づき事業所を「認可」し、「施設型給付」と同様に、保育の必要性の認定を受けた子どもに保育を提供します。

従来の定員 20 人以上の私立の認可外保育施設は、事業所内保育施設を除き、地域型保育事業の対象外となり、認可保育所に移行していくことになります。

4 施設等利用給付

令和元年 10 月に実施された幼児教育・保育の無償化に伴い設けられた給付制度で、特定教育・保育施設ではない幼稚園（施設型給付費に係る施設として確認を受けずに従来通り運営を行う幼稚園）や特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する場合は、子育てのための施設等利用給付の対象となります。

5 地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」はこれまで13事業が位置付けられていました。第3期計画で、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」「産後ケア事業」の6つが新規事業として追加されています。

6 幼保連携型認定こども園の制度改正

「認定こども園」は、教育と保育を一体的に提供する施設であり、地域における子育て支援を実施する機能を備える幼稚園や保育所を都道府県知事が国の指針と都道府県条例をもとに「認定」し、財政面などの措置を講ずるものです。従来の認定こども園は、幼稚園部分は「学校教育法」に、保育所部分は「児童福祉法」に、認定こども園部分は「認定こども園法」に規定されるという、複雑なしくみとなっていました。「認定こども園法の一部改正法」により、「幼保連携型認定こども園」の制度改正が行われ、認可・指導監督や財政措置等が一本化されました。

7 幼児教育・保育無償化

令和元年10月より開始した「幼児教育・保育無償化」は、市内の幼稚園、保育所、認定こども園などに通う3歳から5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの保育料が無料になっています。

幼児教育・保育無償化の概要については以下の通りです。

3～5歳	・保育所（園）（小規模保育施設含む）、幼稚園、認定こども園の利用料を無償化 ・幼稚園の預かり保育の利用料を無償化（上限 月 11,300 円）※ ・認可外保育施設の利用料を無償化（上限 月 37,000 円）※
0～2歳	・住民税非課税世帯に限り、保育所（園）、認定こども園の利用料を無償化 ・住民税非課税世帯に限り、認可外保育施設の利用料を無償化（上限 月 42,000 円）※

※ 無償化の適用には、就労等の保育認定が必要になります

第2章 網走市の子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節 人口や世帯、就業状況等

1 総人口と総世帯の状況

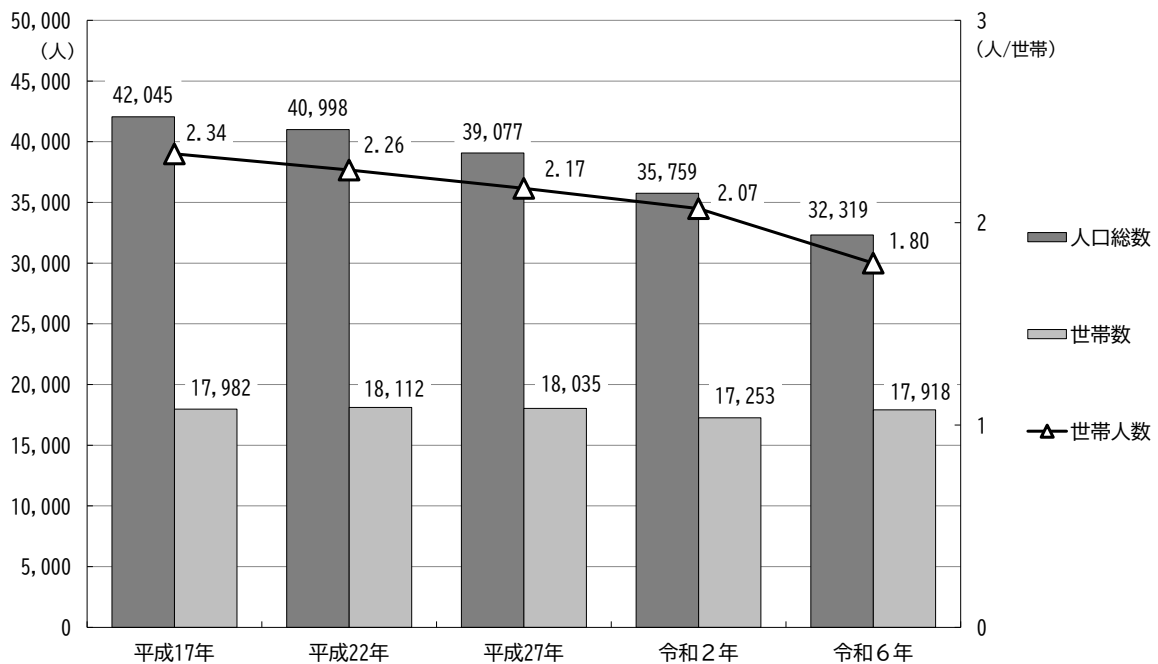
住民基本台帳では、本市の人口は令和6年10月1日現在32,319人で、世帯数は17,918世帯、一世帯当たりの人数は1.80人となっています。

国勢調査の最新データは令和2年10月1日現在となり、本市の人口は35,759人で、世帯は17,253世帯、一世帯当たりの人数は2.07人となっています。

人口の推移をみると、継続的に減少が続いています。また、一世帯当たりの人数についても減少し続けています。

人口と世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
人口総数	42,045	40,998	39,077	35,759	32,319
男性	21,204	20,981	19,819	18,060	15,184
女性	20,841	20,017	19,258	17,699	16,505
世帯数	17,982	18,112	18,035	17,253	17,918
世帯人数	2.34	2.26	2.17	2.07	1.80



資料：国勢調査（平成17年～令和2年）、住民基本台帳（令和6年10月1日）

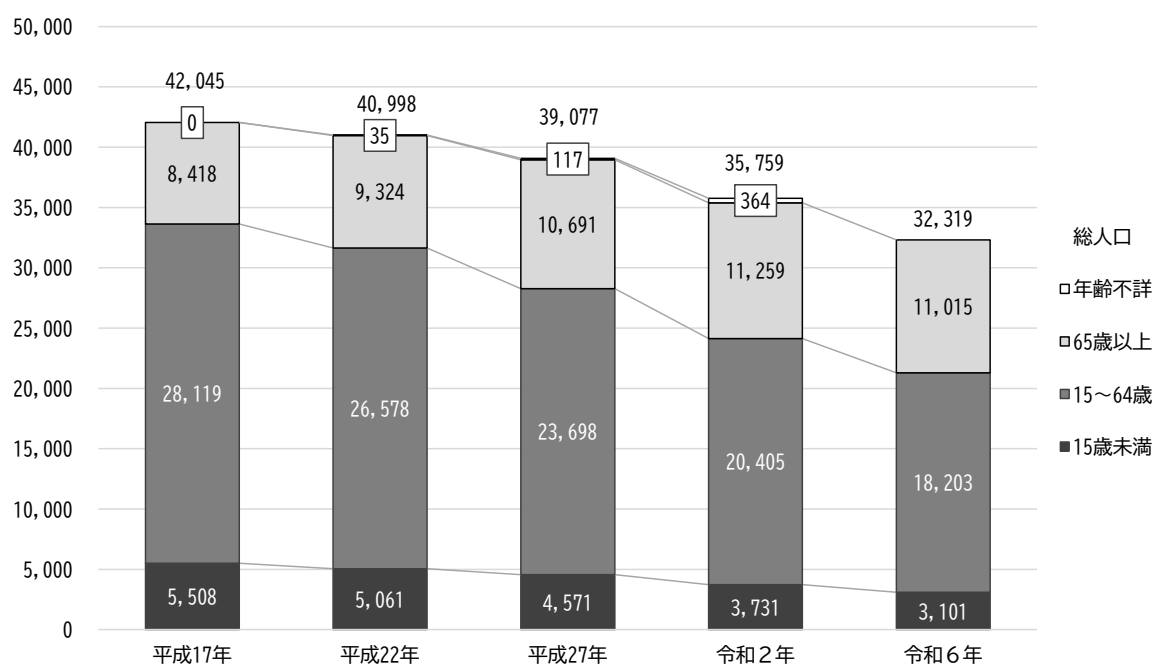
2 年齢3区分人口の推移

令和6年の15歳未満の年少人口は3,101人で、年少人口比率は9.6%である一方、65歳以上の高齢者人口は11,015人で、高齢者人口比率は34.15となっています。

年齢3区分の人口割合の推移をみると、15歳未満人口割合は平成17年に13.1%でしたが、令和6年には9.6%へと減少しています。15～64歳人口割合も66.9%から56.3%へ減少しています。一方、65歳以上人口割合については、20.0%から34.1%へと大きく増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分人口構成の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	42,045	40,998	39,077	35,759	32,319
15歳未満	5,508	5,061	4,571	3,731	3,101
割合	13.1%	12.3%	11.7%	10.4%	9.6%
15～64歳	28,119	26,578	23,698	20,405	18,203
割合	66.9%	64.8%	60.6%	57.1%	56.3%
65歳以上	8,418	9,324	10,691	11,259	11,015
割合	20.0%	22.7%	27.4%	31.5%	34.1%
年齢不詳	0	35	117	364	-
割合	0.0%	0.1%	0.3%	1.0%	-



資料：国勢調査（平成17年～令和2年）、住民基本台帳（令和6年10月1日）

※平成22年以降の「年齢不詳」は国勢調査が全件封入による回収になったことにより、追跡調査できず生じたものです。

3 人口動態と婚姻・離婚

平成 31 年から令和 5 年までの人口動態について、自然動態は、平成 31 年から継続して死亡が出生を上回る自然減が続いています。社会動態についても、平成 31 年から一貫して社会減の年が続き、自然動態と社会動態を加算した人口動態は、人口減が続いています。

婚姻件数、離婚件数については、年によりばらつきが見られます。

人口動態の推移

	人 口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 31 年	181	423	△242	1,616	2,039	△423	△665
令和 2 年	203	421	△218	1,639	1,932	△293	△511
令和 3 年	174	458	△284	1,582	1,934	△352	△636
令和 4 年	181	488	△307	1,580	1,920	△340	△647
令和 5 年	145	479	△334	1,651	1,936	△285	△569

資料：「網走市統計書」（各年 12 月末現在）

婚姻件数・離婚件数の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
婚姻件数	184	168	149	156	135
離婚件数	69	68	62	56	59

資料：網走市「令和 5 年版網走市統計書」各年 10 月末現在

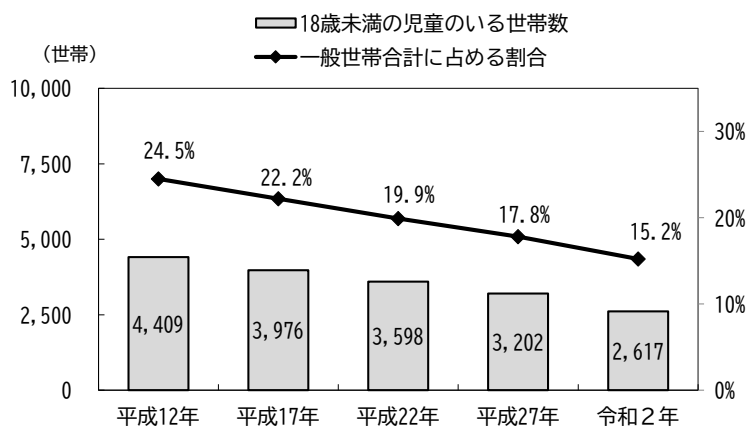
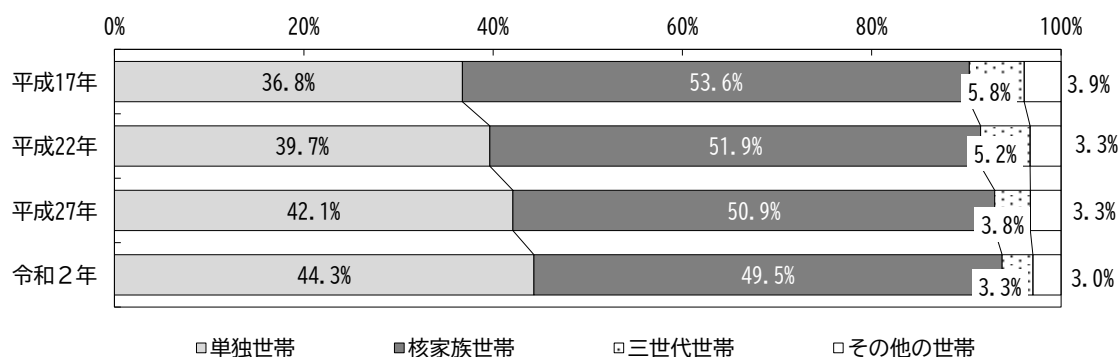
4 世帯類型等の推移

国勢調査によると、令和2年の世帯数の合計は17,193世帯で、その内訳をみると、単独世帯7,618世帯（約44%）、核家族世帯が8,505世帯（約50%）などと図表の通りで、単独世帯の割合が高まっています。また、核家族世帯の中では、「夫婦のみの世帯」は平成22年からは微減、「夫婦と未婚の子のみの世帯」は平成17年から減少傾向、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」は平成17年から増加傾向となっています。

18歳未満の親族のいる世帯数は、令和2年では2,617世帯、全世帯の15.2%で、世帯数、構成比ともに減少傾向が続いています。

世帯類型等の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	6,596	7,163	7,571	7,618
核家族世帯	9,614	9,368	9,153	8,505
夫婦のみの世帯	4,130	4,169	4,147	4,052
夫婦と未婚の子のみの世帯	4,204	3,852	3,853	3,038
ひとり親と未婚の子のみの世帯	1,280	1,347	1,423	1,415
三世帯世帯	1,040	942	675	559
その他の世帯	697	591	585	551
合計	17,947	18,064	17,984	17,193



資料：国勢調査

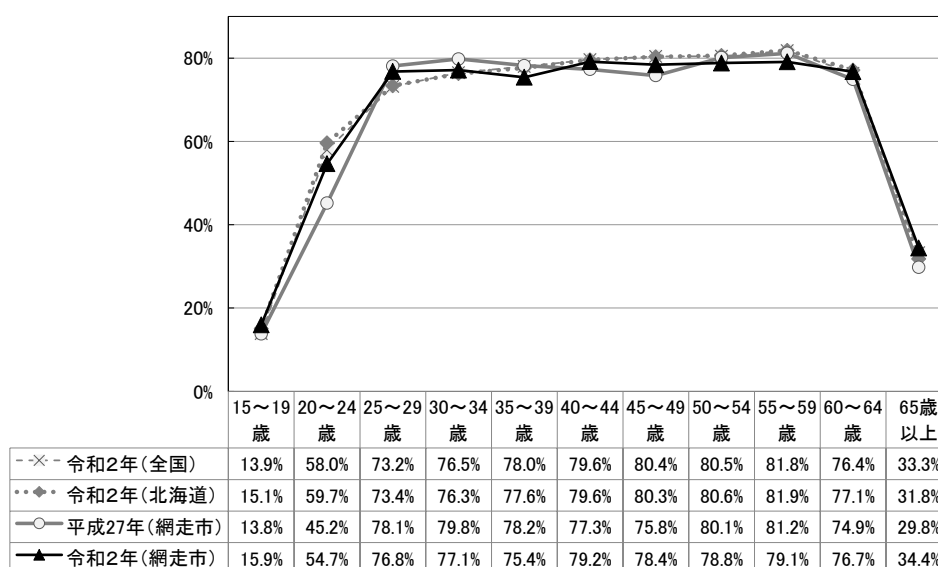
5 女性の就業状況

本市の、平成27年と令和2年の男女別・年齢別の就業率を比較すると、男性の就業率は20代の前半と65歳以上で増加しています。女性の就業率も、20代前半、60代前半や65歳以上で増加する一方、その他の年代ではほぼ変わらない割合となっています。

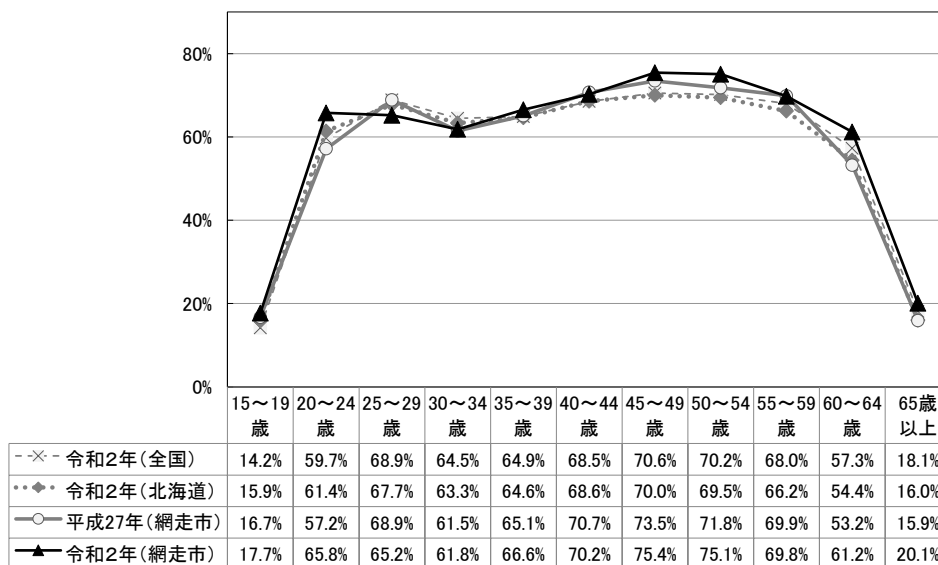
また、令和2年について、本市と全国・道平均と比較すると、男性の20代前半と35～50代では全国および道平均より低く、女性は20代前半まで、30代後半からでは全国および道平均より高い割合となっています。

男女別・年齢別の就業率

〔男性〕



〔女性〕



資料：国勢調査

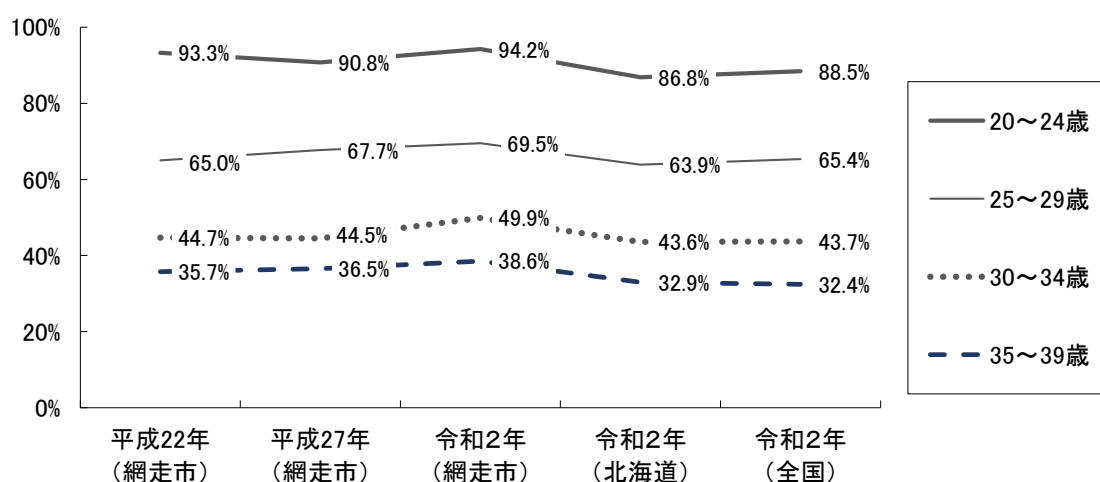
6 配偶関係の状況

本市の未婚率を平成22年と令和2年とで比較すると、男性も女性も、全ての年代において未婚率が微増しています。

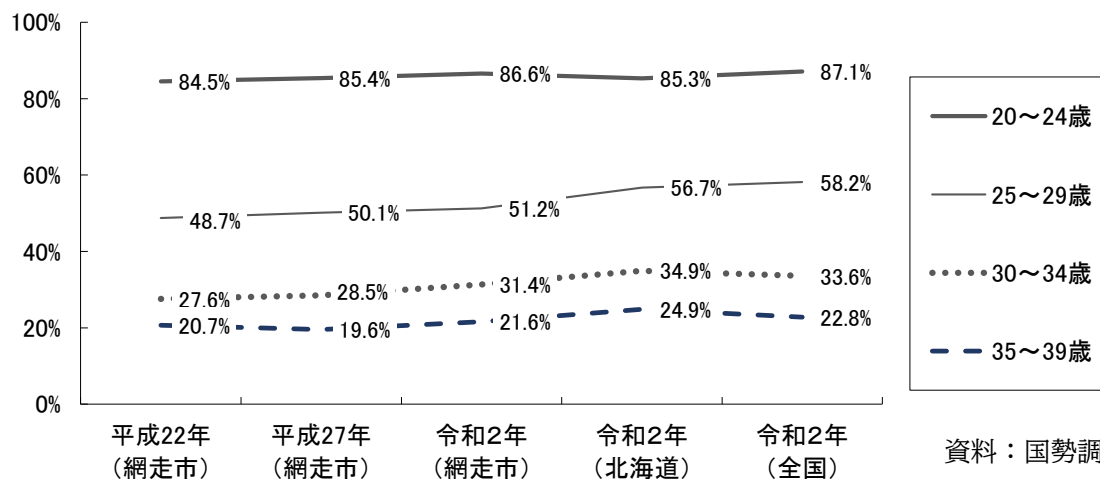
令和2年について、本市を全国・道平均と比較すると、男性はすべての年齢層で北海道、全国よりも未婚率が高く、女性は20代前半で道平均より未婚率は高くなっていますが、それ以外の年齢層では、全国および道平均よりも未婚率は低くなっています。

未婚率の推移

〔男性〕



〔女性〕



資料：国勢調査

第2節 ニーズ調査からみた網走市の子育て環境について

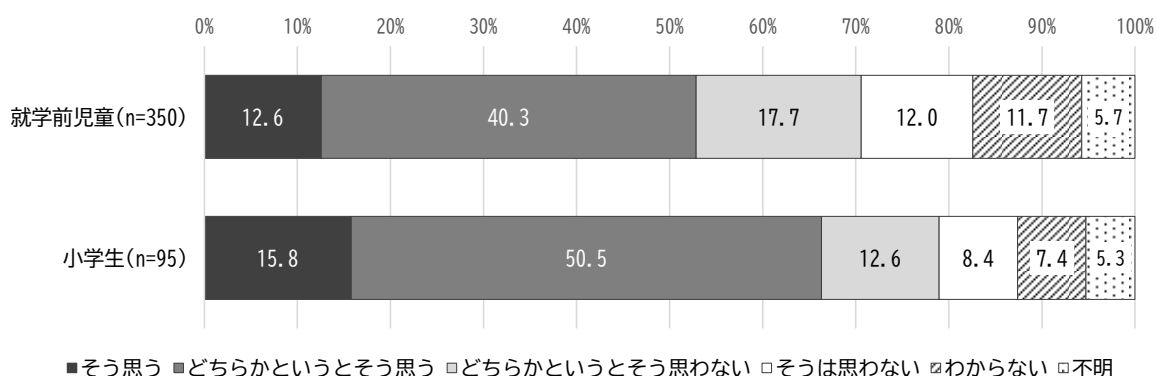
本計画策定の基礎資料とするため、令和6年2月に、市内の小学3年生以下のお子さんのいる1,000世帯を対象に、郵送によるアンケート調査を実施しました。回収数は445世帯分（回収率44.5%）で、主な結果は下記のとおりです。

1-1 子育てしやすいまちづくりについて

網走市は子育てしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」は就学前児童の保護者で12.6%、小学生の保護者で15.8%、「どちらかというと思う」は同様に40.3%と50.5%となっています。「そう思う」「どちらかといえはそう思う」の2つを合わせると、それぞれ52.9%と66.3%となり、半数以上の人が肯定的な評価をしています。

一方で、「そう思わない」は就学前児童の保護者で12.0%、小学生の保護者で8.4%、「どちらかといえはそう思わない」は同様に17.7%と12.6%となっています。「そう思わない」「どちらかといえはそう思わない」の2つを合わせると、それぞれ29.7%、21.0%となり、肯定的な評価が否定的な評価を大きく上回っています。

網走市は子育てしやすいまちだと思うか



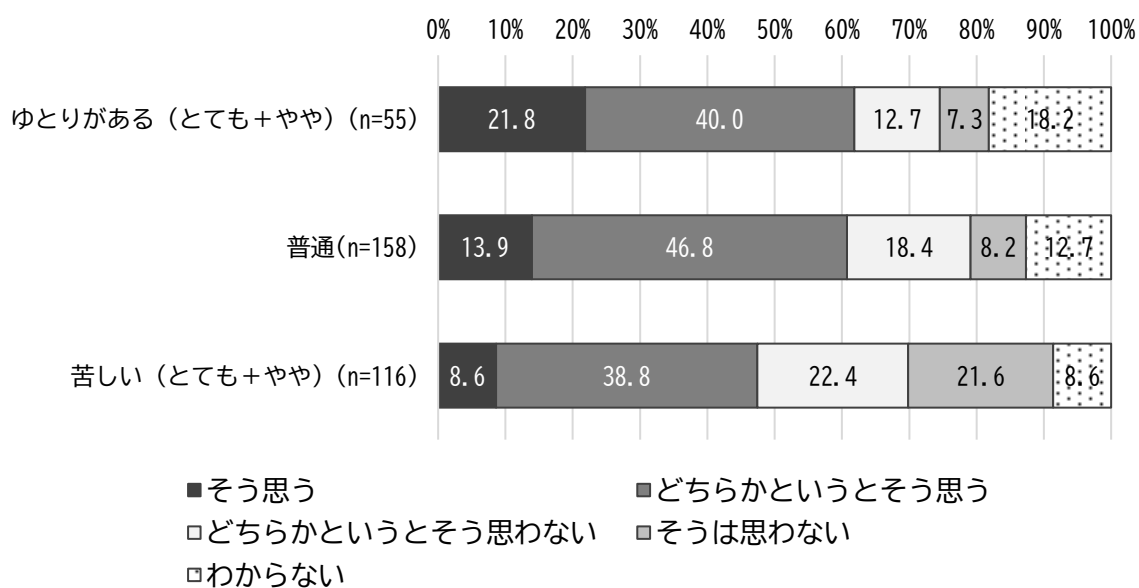
1—2 子育てしやすいまちづくりについて（経済状況別、就学前児童）

網走市は、子育てしやすいまちだと思うかかという質問について、経済的な暮らしの状況別でクロス分析をすると、「ゆとりがある（とても+やや）」では、子育てしやすいという評価（「そう思う」と「どちらかというと思う」）の割合が高くなっています。

一方、「苦しい（とても+やや）」では、子育てしやすくないという評価（「どちらかというと思わない」と「そうは思わない」）の割合が高くなっています。

網走市は子育てしやすいまちだと思うか

【就学前児童】《経済的な暮らしの状況別クロス分析》



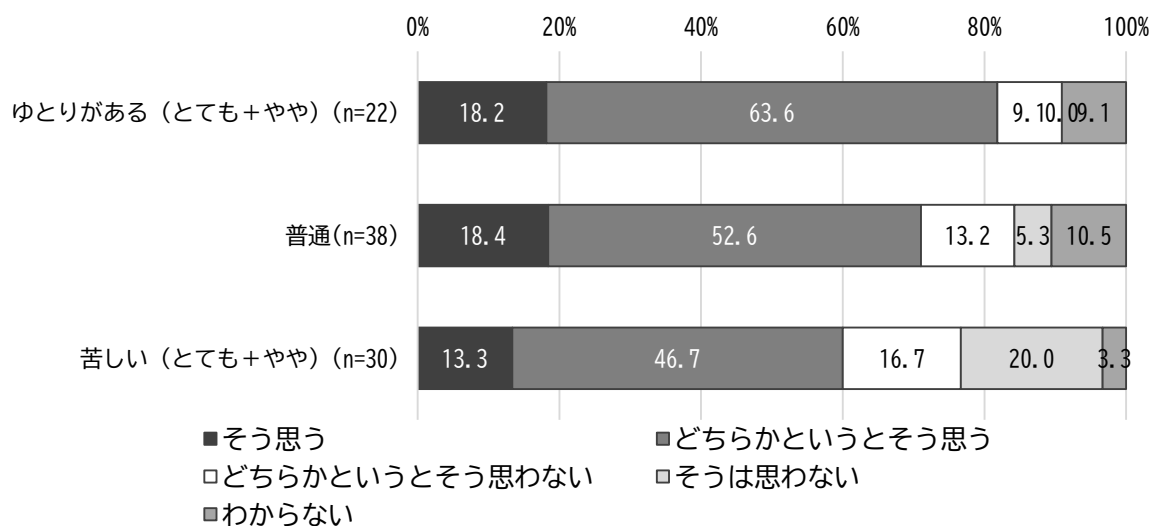
1—3 子育てしやすいまちづくりについて（経済状況別、小学生）

網走市は、子育てしやすいまちだと思うかかという質問について、経済的な暮らしの状況別でクロス分析をすると、「ゆとりがある（とても+やや）」では、子育てしやすいという評価（「そう思う」と「どちらかというと思う」）の割合が高くなっています。

一方、「苦しい（とても+やや）」では、子育てしやすくないという評価（「どちらかというと思う」と「そうは思わない」）の割合が「ゆとりがある（とても+やや）」と比較して高くなっています。

網走市は子育てしやすいまちだと思うか

【小学生】《経済的な暮らしの状況別クロス分析》



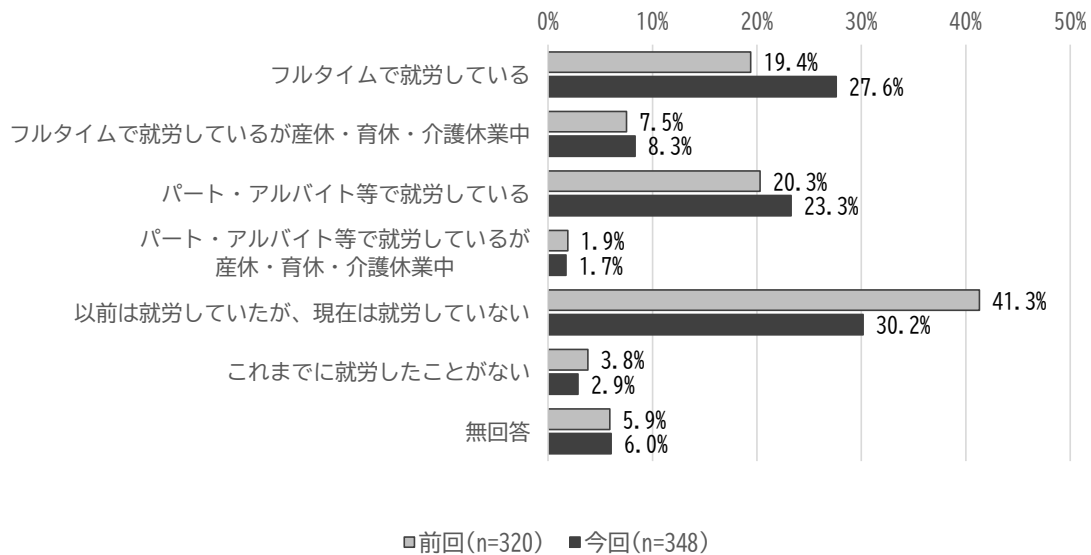
◆全体的な傾向としては、網走市は子育てしやすい環境にあるという肯定的な意見が多くなっています。

一方で、経済的な状況別にみると、経済的に苦しい世帯ほど、子育て環境について否定的な意見となっており、引き続き、子育て世帯への経済的支援が求められています。

2 保護者の就労状況について

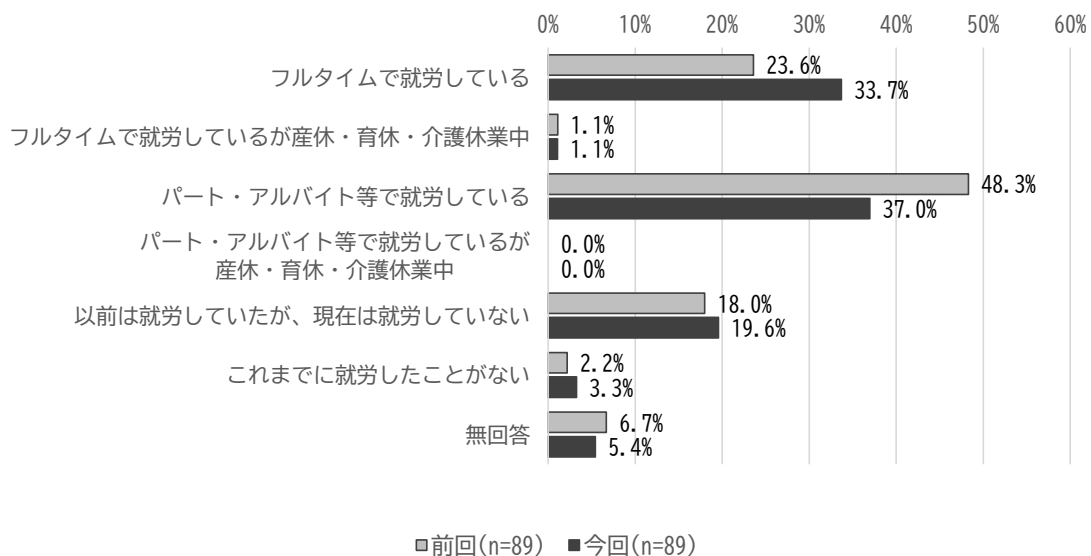
就学前児童保護者（母親）について、前回調査と比較すると、「フルタイムで就労している」は増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は大きく減少しています。

母親の就労状況：【就学前児童】《前回調査との比較》



小学生保護者（母親）について、前回調査と比較すると、「フルタイムで就労している」は増加し、「パート・アルバイト等で就労している」が減少しています

母親の就労状況：【小学生】《前回調査との比較》



◆就学前児童の保護者においても、小学生の保護者においても、フルタイムで働く母親が増加しています。子どもの人口は減少傾向にありますが、公的な保育サービスを必要とする子育て世帯の割合は、さらに増加していくと考えられます。

第3節 保育サービスなどの状況

1 保育所・認定こども園・幼稚園

(1) 認可保育所

認可保育所は、令和6年4月現在、公立が1園あり、児童数は直近の令和6年では42人となっています。

開所時間は、7時半から18時半までで、土曜日の保育、障がい児保育を実施しています。

<認可保育所の施設数・定員・児童数の推移>

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	公立	1	1	1	1	1
	私立	1	1	0	0	0
	計	2	2	1	1	1
定員(人)	公立	60	60	60	60	60
	私立	120	120			
	計	180	180	60	60	60
児童数(人)	計	193	181	52	48	42
	0歳	15	10	6	4	1
	1歳	33	32	4	6	5
	2歳	42	37	11	9	10
	3歳	29	36	11	10	6
	4歳	40	30	10	10	10
	5歳	34	36	10	9	10

※各年4月1日現在

<施設別の認可保育所の定員及び児童数>

区分	保育所名	定員(人)	令和2年 児童数 (人)	令和3年 児童数 (人)	令和4年 児童数 (人)	令和5年 児童数 (人)	令和6年 児童数 (人)
公立	ひまわり 保育園	72	66	62	52	48	42
私立	いせの里 保育園	120	127	119			
合計		192	193	181	52	48	42

※4月1日現在

(2) 認定こども園

認定こども園は、令和2年度まで私立3園でしたが、令和3年4月に私立幼稚園1園が認定こども園に移行し、4園となり、令和4年4月に私立幼稚園1園、私立認可保育所がそれぞれ認定こども園に移行し、6園となりました。児童数は直近の令和6年では6園で592人となっています。

開所時間は、6園ともに7時半から18時半となっており、土曜日の保育、障がい児保育を実施しています。このうち2園では、19時までの延長保育を実施し、また3園で一時保育を実施しています。

<認可こども園園児数の推移>

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（か所）	公立	0	0	0	0	0
	私立	3	4	6	6	6
	計	3	4	6	6	6
定員（人）	公立	0	0	0	0	0
	私立	512	602	812	812	762
	計	512	602	812	812	762
児童数（人）	計	413	528	646	633	592
	0歳	9	11	12	8	9
	1歳	31	29	26	31	30
	2歳	34	31	31	32	32
	3歳	107	124	108	93	82
	4歳	135	108	116	105	92
	5歳	97	132	108	110	100

※各年4月1日現在

<施設別の認定こども園の定員及び児童数>

区分	認定こども園名	定員（人）	令和2年 児童数 （人）	令和3年 児童数 （人）	令和4年 児童数 （人）	令和5年 児童数 （人）	令和6年 児童数 （人）
私立	認定こども園つくし	182	142	146	133	113	101
私立	認定こども園藤幼稚園	120	123	129	112	110	90
私立	認定こども園しおみ	160	148	160	156	156	154
私立	網走若葉幼稚園	100		93	83	92	89
私立	網走幼稚園	75			48	52	55
私立	認定こども園いせの里保育園	125			114	110	103
合計		762	413	528	646	633	592

※各年4月1日現在

(3) 幼稚園

幼稚園は、令和2年度まで私立が3園ありましたが、1園が令和3年4月、1園は令和4年4月から認定こども園に移行し、令和6年4月現在私立が1園となっています。児童数は減少傾向にあります。

<幼稚園の施設数・定員数・児童数の推移>

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	私立計	3	2	1	1	1
定員数(人)	私立計	255	110	50	50	50
児童数(人)	私立計	155	84	36	32	31
	3歳	50	31	9	11	6
	4歳	55	25	12	9	15
	5歳	50	28	15	12	10

※各年4月1日現在

<施設別の幼稚園の定員及び児童数>

区分	幼稚園名	定員(人)	令和2年 児童数 (人)	令和3年 児童数 (人)	令和4年 児童数 (人)	令和5年 児童数 (人)	令和6年 児童数 (人)
私立	網走幼稚園	75	44	43			
私立	網走若葉幼稚園	130	64				
私立	桂幼稚園	50	47	41	36	32	31
合計		255	155	84	36	32	31

※各年4月1日現在

(4) ヘキ地保育所

ヘキ地保育所は、平成 30 年度まで公立が 6 園ありましたが、1 園閉園し、令和 6 年 4 月現在、5 園となっています。児童数は、各園を見ると若干の上下はあるものの、基本的に減少傾向にあります。

<ヘキ地保育所の施設数・入所児童数の推移>

		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
施設数（か所）	公立計	5	5	5	5	5
	公立計	69	65	55	52	49
入所児童数（人）	3 歳	20	16	19	18	14
	4 歳	29	20	16	18	17
	5 歳	20	29	20	16	18

※各年 4 月 1 日現在

<施設別のヘキ地保育所の児童数>

区分	幼稚園名	令和 2 年 児童数 (人)	令和 3 年 児童数 (人)	令和 4 年 児童数 (人)	令和 5 年 児童数 (人)	令和 6 年 児童数 (人)
私立	いずみ保育園	3	2	5	4	5
	さんごそう保育園	21	19	17	17	14
	藻琴保育園	23	24	18	15	12
	はまなす保育園	13	13	7	10	10
	浦土別保育園	9	7	8	6	8
合計		69	65	55	52	49

※各年 4 月 1 日現在

※いずれも 2 歳児含めず

(5) その他の保育施設

事業所内保育所は 3 施設となっています。

2 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

子育て支援センターは、「ひまわり」と「どんぐり」の2か所を設置し、育児相談、親子あそびの紹介、サークル支援、子育てに関する情報の提供等を行っています。

<地域子育て支援センターの利用人数の推移>

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
子育て支援センター ひまわり	2,343	1,621	1,273	1,950	1,008
子育て支援センター どんぐり	5,491	4,223	3,432	4,383	2,606
合計	7,834	5,844	4,705	6,333	3,614

※令和5年までは年度末現在、令和6年は10月末現在の利用延べ人数

3 児童館・児童センター・放課後児童クラブ

児童館・児童センターは市内に5施設設置しており、子どもたちの創作活動、スポーツ活動、ゲーム・遊び、図書館分庫、幼児教室などの場を提供しています。平日は10時半～18時半、土曜日は8時～18時半、長期休業や学校振替休日は8時～18時半まで開館しています。

また、各児童館・児童センターでは、学校から帰宅しても仕事などで自宅に保護者のいない小学1年生から6年生までの児童を、下校時から18時半まで預かる放課後児童クラブを開設しています。土曜日及び長期休業も開設しており、8時～18時半まで預かりをしています。

<放課後児童クラブの登録者数の推移>

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
西児童館	31	29	21	23	19
潮見児童センター	74	65	82	74	69
つくし児童センター	57	74	71	61	44
桂町児童センター	24	32	46	40	45
いせの里児童センター	45	37	35	41	51
合計	231	237	255	239	228

※各年4月末現在

4 子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てサポートセンターは1か所開設しており、生後6か月から小学校6年生までの子どもの保護者が仕事や急な用事などで困った時に、子育ての支援を受けたい依頼会員と支援を行いたい協力会員の会員制の組織で、会員相互による子育ての支援を行っています。

<子育てサポートセンターの会員数の推移>

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
依頼会員	184	159	143	126	111
協力会員	103	90	90	91	91
両方会員	16	16	15	16	15
合計	303	265	248	233	217

※令和5年までは4月末現在、令和6年は10月末現在の登録会員数

5 妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査受診票、超音波検査の健診費用を助成します。定期的に健康診査を受診することは、妊娠期の安全と異常の早期発見のため重要であり、受診票の利用状況を通して、受診状況を把握します。

6 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や不安、悩みなど養育状況、環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切な子育て支援サービスにつなげ、乳児のいる家庭の孤立化を防いで乳児の健全な育成環境の確保を図っています。

7 こども発達支援センター

こども発達支援センター「ふわり」において、心身に障がい又は発達に心配のある児童ならびにその家族に対し、児童が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況に応じて、適切かつ効果的な指導・支援・相談等を行っています。

<こども発達支援センター利用状況の推移>

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
肢体不自由児	33	41	37	26	0
知的障害	258	246	234	161	101
盲ろうあ者	0	0	0	0	0
発達の遅れ	1,886	1,682	1,687	1,802	1,011
合計	2,177	1,969	1,958	1,989	1,112

※令和5年までは年間延べ利用者数、令和6年は10月末までの延べ利用者数

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

「第2期網走市子ども・子育て支援事業計画」では、計画の基本理念を「親も子ども 地域とともに育つまち あばしり」とし、6つの基本目標「地域における子育ての支援」「母と子の健康の確保及び増進」「子どもの教育環境の整備」「子育てを支援する生活環境の整備」「職業生活と家庭生活との両立の推進」「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」を柱として、総合的な子育て支援を推進してきました。

また、まちづくりの基本となる網走市総合計画では、市の将来像を「豊かな自然にひと・もの・まちが輝く健康都市 網走」とし、福祉分野では、「一人ひとりを大切にするやさしいまち」を基本目標として、市民一人ひとりが生涯を通じて健康で、安心して生きがいをもって暮らすことができ、子ども、高齢者、障がいのある方などを地域全体で支えるやさしいまち目指しています。また、教育分野では、「豊かなひとを育むまち」を基本目標として、子どもたち一人ひとりの夢を大切にしながら、明日を拓く「生きる力」を育むとともに、誰もが生涯を通じて学習、文化、芸術、スポーツに親しむことができ、それらを通じた様々な交流により豊かな人間性を育むまちを目指しています。

こうした、本市が目指している方向性に沿い、また第2期計画からの取組を継続的に発展させるため、本計画の基本理念を、次のとおり掲げることとします。

■ 基本理念

「親も子ども 地域とともに育つまち あばしり」

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度は、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等をふまえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

また、令和5年4月には『こどもまんなか』の社会の実現のため「こども家庭庁」が創設され、併せて同月には、「こども基本法」が施行されました。この法律は、こども施策を社会全体で推進していくことを目的としており、令和5年12月にはその施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が策定され、この大綱のアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が令和6年5月に策定されています。加えて、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現等を目指して、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定されるなど、こどもに関する施策の充実が進んでいます。

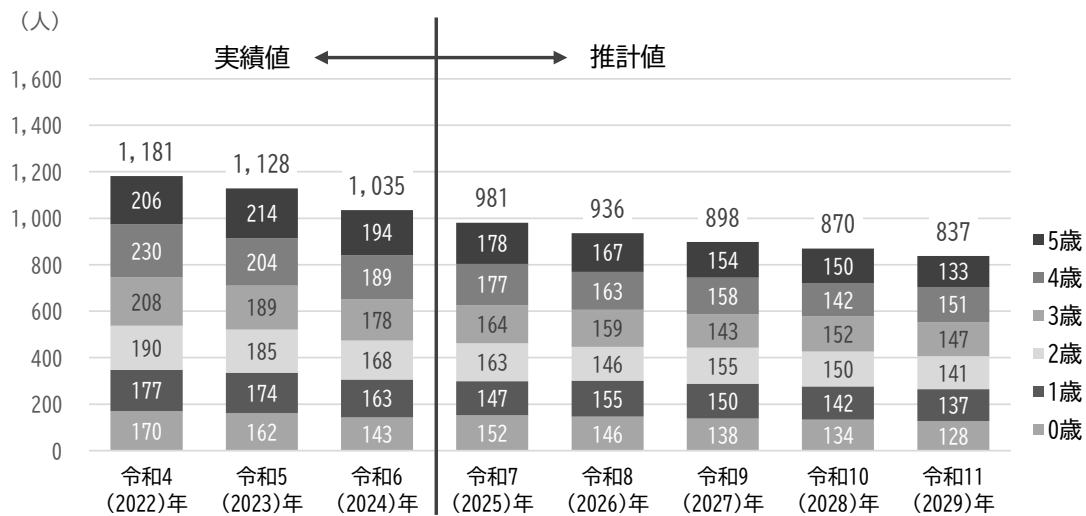
こうした情勢を的確に捉え、子ども・子育て家庭を、地域ぐるみで支えあう網走をつくっていきます。

第2節 子どもの人口の見通し

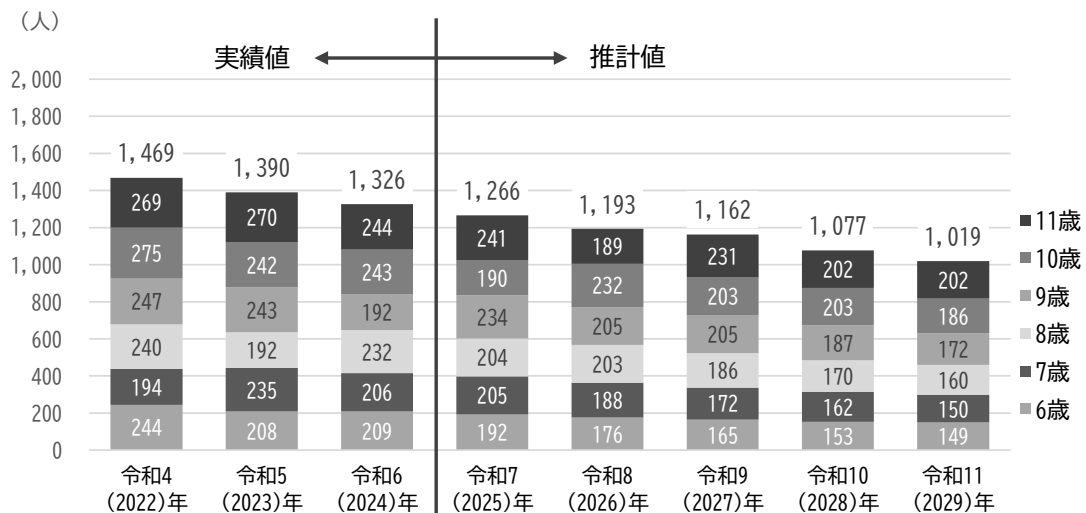
本市の令和6年3月末の、就学前児童（0～5歳）の人口は1,035人、小学生（6～11歳）の人口は1,326人となっています。

推計人口からは、令和7年に就学前児童が981人、小学生が1,266人、令和11年に就学前児童が837人、小学生が1,019人へと減少することが見込まれます。

【就学前児童の推計人口】



【小学生の推計人口】



※実績値は住民基本台帳（3月末）。推計値は、コーホート変化率法により、令和4年から6年の人口をもとに推計。

第3節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。このため、本市では、市内全域で柔軟な供給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。

第4節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の一体的提供及び推進体制を確保していくことが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本市では、すでに認定こども園が6か所あり、教育・保育の一体的提供が進みつつありますが、引き続き利用者ニーズや事業者の意向、施設・設備等の状況をふまえて対応していきます。

また、小学校と認定こども園、幼稚園、保育園との連携について、事業者の状況をふまえて、事業の運営を促進していきます。

第5節 基本目標

子ども・子育て支援法に基づく子育て支援においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的確保、地域における子ども・子育て支援の充実を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活の調和の推進や妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援なども重視されています。

本計画では、第2期子ども・子育て支援事業計画を継承し、基本目標を以下の6つとします。

1. 地域における子育ての支援

地域全体での子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します。

2. 母と子の健康の確保及び増進

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の確保と増進を支援します。

3. 子どもの教育環境の整備

学校・家庭・地域が連携して教育力を向上させ、子どもの成長を支えます。

4. 子育てを支援する生活環境の整備

安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます。

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

充実した豊かな暮らしを支えるために、職業生活と家庭生活の調和・両立を推進します。

6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止や障がいのある子どもへの対応など、きめ細かく総合的な取組を推進します。

第6節 施策の体系

基本目標を実現するための施策の体系は、以下のとおりとします。

基本理念	基本目標	基本施策
親も子も 地域とともに育つまち あばしり	1. 地域における子育ての支援	1-1 地域における子育て支援サービスの充実
		1-2 教育・保育サービスの充実
		1-3 子育て支援ネットワークの充実
		1-4 児童の健全育成
		1-5 地域力の活用
	2. 母と子の健康の確保及び増進	2-1 子どもや母親の健康確保
		2-2 「食育」の推進
		2-3 思春期保健対策の充実
		2-4 小児医療の充実
	3. 子どもの教育環境の整備	3-1 次代の親の育成
		3-2 学校の教育環境等の整備
		3-3 家庭や地域の教育力の向上
		3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4. 子育てを支援する生活環境の整備	4-1 子育てにやさしい生活環境の整備
		4-2 安全・安心まちづくりの推進
	5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	5-1 子どもと子育てについての意識改革の推進
	6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	6-1 児童虐待防止対策の充実
		6-2 ひとり親家庭への支援
		6-3 障がい・発達に凸凹のある子どもへの支援
		6-4 困難な状況にある子どもへの支援
		6-5 子どもの貧困対策

第4章 分野別施策の展開

基本目標 1 地域における子育ての支援

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

人々の価値観や生活様式が多様化している一方で、社会の傾向としては、女性の社会進出、社会のデジタル化・グローバル化、メディアの多様化、地域のつながりの希薄化などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こういった変化から、家庭において子育てをしている親の育児不安、子育てや生活全般に関する情報があふれかえっている一方、相談機会の不足などが懸念されています。特に、子育てに伴う不安や悩みをかかえ、地域や家族の中でも孤立感を抱いている親を支援することが必要です。

そのためにも、すべての子どもと家庭を対象にした地域における子育て支援事業、相談・助言活動、サークル活動・交流事業などこれまで実施してきた各種事業の一層の充実を図ります。

事業名	事業の概要	担当課
一時保育事業	保護者の勤務形態の多様化による断続的勤務等への対応、保護者の疾病や冠婚葬祭等により緊急的に保育を必要とする場合、又は育児疲れの解消等の私的な理由による保育ニーズに対応するために一時保育を提供します。 【これまでの取組】 認定こども園つくし・認定こども園しおみ・認定こども園いせの里保育園にて実施しています。対象年齢は、1歳半から1歳3ヶ月（令和4年10月より）、1歳（令和5年4月より）へと段階的に引き下げております。 【今後の方向性】 今後も3園にて事業を実施していきます。	子育て支援課
地域子育て支援センター事業 （地域子育て支援拠点事業）	乳幼児を持つお母さんが安心して子育てができるよう、育児相談・情報提供・親子遊びのひろば・子育てサークル支援・学習会・保育園や児童館との園開放や交流など、各種の支援事業により、子育て支援の拡充を図ります。 【これまでの取組】 栄養相談・おっぱい相談、ベビーマッサージの実施など、子育て支援の拡充を行っています。 【今後の方向性】 これまで同様、育児相談・情報提供をはじめ、様々な支援事業を行います。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
子育て世代包括支援センター事業	妊産婦や子育て中の親に対して、保健師や保育士による総合的に切れ目のない相談支援を行います。 【これまでの取組】 専門スタッフ（保健師・保育士）が一人ひとりの状況に応じて、妊娠期から子育て期まで、必要なサポートをコーディネートします。 【今後の方向性】 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置します。	子育て支援課
保育園の開放	保育園に入園していない児童やその保護者に対しても、保育園を月に1～2回程度開放し、親子の交流を図ります。 【これまでの取組】 主に入園を考えている保護者に利用が多く、保護者へ保育園を理解してもらえるよう、親子の交流を行っております。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
ブックスタート事業	乳幼児の絵本との出会いは、親子のふれあいや言葉の発達、豊かな感性を育てることに重要な役割を果たすことから、3～5か月児健康診査時に図書館司書が出向き、子育てと絵本のかかわりについて話し、図書館にあるおすすめ絵本のリストを配布します。また、図書館利用方法等のパンフレットと合わせて絵本2冊をプレゼントしています。 【これまでの取組】 対象の乳幼児に絵本を配付しています。これに関連して「0歳からのおやこで楽しむよみきかせ会」事業を毎月実施しています。 【今後の方向性】 乳幼児の読書活動を直接支援する事業として継続予定です。	図書館
えほんのもりよみきかせ会	毎週土曜日 14時から市立図書館内「えほんのもり」でよみきかせ会を実施し、子どもたちの豊かな心の成長を支援します。 【これまでの取組】 ボランティア（高校生を含む）及び図書館職員により実施しています。 【今後の方向性】	図書館

事業名	事業の概要	担当課
	乳幼児・児童の読書活動を直接支援する事業として継続していきます。	
子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター）	保護者の方が、仕事や急な用事などで困ったときに、会員相互による子育て支援活動として、生後6か月から小学校6年生までのお子さんをセンターの協力会員がお預かりします。 【これまでの取組】 協力会員と依頼会員の会員相互による子育ての支援活動を行ってきました。 【今後の方向性】 引き続き事業を実施し、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
法人児童館運営事業	法人により児童館および放課後児童クラブが開設されており、地域と連携して子育て支援サービスを行います。 【これまでの取組】 業務委託によりいせの里児童センターで事業を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

基本施策2 教育・保育サービスの充実

安心して就労できる子育てしやすい環境づくりのため、放課後児童クラブや保育サービスの充実を図る必要があります。特に、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育など子育て家庭に対して支援できる利用しやすい保育サービスの充実を図ります。また、幼児教育・保育の質の向上に努めます。

事業名	事業の概要	担当課
通常保育事業	保護者の仕事や病気などで家庭において児童の保育が十分にできない場合に、保護者にかわって市内7か所の認可保育所で児童の保育を実施します。開園時間は7時半～18時半までです。 【これまでの取組】 1～5歳の児童を対象に実施しています。 【今後の方向性】 令和3年度より1園が幼稚園から認定こども園へ移行しました。令和4年度より1園が幼稚園から認定こども園へ、1園が私立保育所から認定	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
	こども園へ移行しました。これら3園と既存の4園の合計7園にて引き続き事業を実施していきます。	
乳児保育事業	出産後すぐに働くお母さんを支援するために、生後57日目からの乳児の保育を実施します。 【これまでの取組】 市内6園で実施しています。 【今後の方向性】 乳児保育が可能となった認可保育所が令和3年度および令和4年度に各1園増加し、受け入れ枠も増加しています。ここ数年の傾向から年度途中（夏頃）に定員に達するほどの利用があり、出産後すぐに復職するお母さんたちの需要がさらに高まっていると考えられ、引き続き事業を実施していきます。	子育て支援課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の延長などの需要に対応するため、保育標準時間を超える18時半～19時までの延長保育事業を実施しています。 【これまでの取組】 認定こども園いせの里保育園・認定こども園しおみ・認定こども園つくしの3か所にて事業を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、日曜・祝日における保護者の就労等により、休日に保育が必要となる児童の保育を実施します。 【これまでの取組】 いせの里保育園で実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
病後児保育事業	児童が病気の回復期にあって集団保育や家庭での保育が困難な場合に一時的に保育を実施します。 【これまでの取組】 いせの里保育園で実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施します。一時保育のため、引き続き実施します。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
一時保育事業 (再掲)	保護者の勤務形態の多様化による断続的勤務等への対応、保護者の疾病や冠婚葬祭等により緊急的に保育を必要とする場合、又は育児疲れの解消等の私的な理由による保育ニーズに対応するために一時保育を提供します。 【これまでの取組】 認定こども園つくし・認定こども園しおみ・認定こども園いせの里保育園にて実施しています。対象年齢は、1歳半から1歳3ヶ月（令和4年10月より）、1歳（令和5年4月より）へと段階的に引き下げました。 【今後の方向性】 今後も3園にて事業を実施していきます。	子育て支援課
特別保育事業 (障がい児保育)	障がいのある児童へ個別の支援を行いながら集団生活を送ることができるように、障がい児を受け入れている認可保育所に対し、保育士の加配（追加配置）を行います。 【これまでの取組】 各園で特別な対応が必要と思われる児童に対し、保育士の加配（追加配置）による適切な保育を実施しています。 【今後の方向性】 ニーズに応じて今後も実施していきます。	子育て支援課
保育園地域活動事業 (世代間交流事業)	保育園と地域の人々との交流や高齢者福祉施設との相互訪問などによる世代間交流を実施します。 【これまでの取組】 高齢者福祉施設の入所者や利用者と園児とのふれあいやお遊戯の披露などを通じ、交流しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
へき地保育事業	市の郊外地区に、各地域の運営委員会の運営により5園のへき地保育所が開設されており、郊外地区における子育て支援の中心施設として、地域と連携して保育サービスを行います。 【これまでの取組】 それぞれの地域の実情に即したかたちで保育サービスを行っています。 【今後の方向性】 へき地保育所は5園あり、郊外地区における子育て支援の中心施設として、引き続き地域と連携	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
	して保育サービスを行います。	
幼児教育・保育の質向上事業	支援が必要な園児へのサポート体制を充実させるため、これにかかる経費の一部を助成し、園の質向上を図ります。 【これまでの取組】 支援が必要な園児へのサポートを市内の各園で実施しております。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保を図り、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な給付の実施に努めます。 【これまでの取組】 市内7園にて実施しています。 【今後の方向性】 今後も円滑な給付に向けて各園と連携を図っていきます。	子育て支援課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規】	月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育施策等が利用できる「こども誰でも通園制度」を、令和8年度より市内保育施設等で実施します。	子育て支援課

基本施策3 子育て支援ネットワークの充実

社会環境が変化する中、全ての家庭が安心できる子育て環境を整備するためには、住民・行政・専門機関などが連携するネットワークにより様々な人や組織を一体的に機能させ、発展していくことが重要です。

子育て支援サービスを効果的に提供するために、地域における子育てネットワークをさらに拡大し、きめ細かく充実させることにより、多様な子育てニーズに対応し、地域連携による子育て支援を推進します。

事業名	事業の概要	担当課
子育てサークルなどの育成支援	子育てサークルが円滑に運営できるように、子育て支援センター、保健センターなどが初期段階での支援を行います。また、サークル活動の場として、平日の午前中に児童館を開放しています。 【これまでの取組】 保健センターや子育て支援センターなどにお	子育て支援課

	いて、サークル活動の支援を行っています。 【今後の方向性】 引き続き、サークル支援の充実を図るよう取り組みます。	
--	--	--

基本施策4 児童の健全育成

地域において子どもたちの心身の健全育成を図るため、子どもたちが地域や社会活動の場に参加できるよう、家庭や地域が相互に連携しながら社会全体で取り組んでいくことが必要です。

このため、次代を担う子どもたちの体験学習の機会を充実させるとともに、放課後、週末、長期の休みなどにおいて、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

事業名	事業の概要	担当課
児童館運営事業	公立4か所・私立1か所の計5か所の児童館・センターを運営または運営委託し、児童（幼児及び小中学生）の健全な遊びや運動を通じた、健康で明るく情操豊かな育成を図ります。 【これまでの取組】 健全な遊びを提供することにより、児童の情操豊かな育成を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	日中、保護者が働いているため、留守となる家庭の児童（小学生）を対象として、市内の児童館・児童センター5か所に放課後児童クラブを設置し、放課後の子どもの生活の拠点として、学習・遊びを通して児童の健全な育成を目指して実施します。 【これまでの取組】 クラブ指導員を中心に必要な学習・遊びの指導を行い、放課後の子どもの生活の拠点として充実を図っています。 【今後の方向性】 今後も同様の取組を継続し、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
子どもの居場所づくり支援事業	小中学生（概ね10名以上）を対象に、週1回以上学習支援や遊び体験等の機会を提供する団体に対し、その活動に係る経費の一部を補助します。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
	【これまでの取組】 市内2団体の事業の支援を行っています。 【今後の方向性】 今後もこの事業に該当する団体の支援を継続し、さらなる団体からの申請に対応できるよう整備します。	
子育て支援センター及び児童館よみきかせ会	子育て支援センターでは随時、児童館では夏・冬休み期間中によりみきかせを実施し、子どもたちの豊かな心の成長を支援します。 【これまでの取組】 図書館司書が各施設に出向いて実施しています。 【今後の方向性】 乳幼児・児童の読書活動を直接支援する事業として継続していきます。	図書館
「こどもの読書週間」記念事業の開催	4月23（子ども読書の日）からの約3週間がこどもの読書週間」となっているため、これにちなみ、図書館事業として、こどもの読書活動の推進のための事業を行います。 【これまでの取組】 毎年度イベントや展示を工夫し、こどもの読書週間のPRと読書活動の推進を行っています。 【今後の方向性】 図書館がこどもの読書活動を推進する事業として継続予定です。	図書館
子ども読書プラン	「あばしり子ども読書プラン」を策定し、0歳から18歳までのこどもの読書活動の推進や読書環境の整備を行います。 【これまでの取組】 令和2年度に「第4次あばしり子ども読書プラン」を策定し、令和6年度まで各種事業を推進実施しています。 【今後の方向性】 令和7年度からは新たな「第5次あばしり子ども読書プラン」に基づき各種事業を推進継続していきます。	図書館
国際理解体験事業	英会話指導員等による、外国の伝統文化体験や国際理解を育む行事を開催し、国際理解を深めます。 【これまでの取組】 「世界を旅しよう！～網走で外国を体験～」(平均30名参加)を実施しています。また、令和5年度までは10月にハロウィンパーティー(平均120	社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
	名参加）を実施していました。 【今後の方向性】 内容については毎年改善や検討をしながら、今後も時勢に応じた事業を実施していきます。	
週5日制事業	学校週5日制は、学校や家庭、地域社会での教育や生活全体で、子どもたちの「生きる力」を育み、健やかな成長を促すための制度です。子どもたちが有意義な休日を過ごせるよう、毎週土曜日には市のスポーツ施設、美術館、博物館の無料開放（中学生以下）を実施します。また、各施設において子ども向け教室の企画・運営を行います。 【これまでの取組】 毎週土曜日の無料開放を実施しています。また、各施設において子ども向け教室の企画・運営を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会教育課 スポーツ課
夏休み教室・冬休み教室、ロセトクラブなど	子どもの創造性や探求心を高め、豊かな心を育む教室・講座を開設します。 ・夏休み冬休み教室：創作を中心とした教室 ・ロセトクラブ：市民講師が子どもを対象とする教室を開設する場合に、会場確保や参加募集、講師報酬等を支援しています。 【これまでの取組】 各教室とも、多くの参加者が集まり、講座を開設しています。地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】 内容については都度講師と調整して、改善や検討をしながら、今後も継続して事業を実施していきます。	社会教育課
放課後子ども教室（遊村あばしり）	子どもを社会全体で育むため、地域のおとなを指導員として配置した、安全・安心な子どもの居場所を設け、放課後や週末におけるスポーツや文化など様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援します。 【これまでの取組】 市民団体が受け皿となる教室（学習、美術、スポーツ、語学等）を、放課後や週末に年間200回程度開設しています。 【今後の方向性】 団体との企画会議を継続して開催し、コミュニケーションを取りながら改善・検討し、継続して	社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
	事業を実施していきます。	
科学フェスティバル	地域の大人たちがつながり、様々な科学体験を提供する「あばしり科学フェスティバル」を開催し、子どもたちに様々な科学的テーマを提供して、遊びの中から自主性・創造性を育てます。 【これまでの取組】 毎年7月に数十名のボランティアを含むスタッフで運営するフェスティバルを開催しています。例年約200～350名が参加し、科学する心を育んでいます。 【今後の方向性】 今後も実行委員等地域の方々と連携し、内容を改善・検討しながら継続して事業を実施していきます。	社会教育課
こどもスポーツチャレンジ事業	小学3年生～6年生（親の参加も可能）を対象に毎月1回スポーツ事業を行い、体力の向上・礼儀・協調性などを養い、自己の向上を図ることを目的に開催します。 【これまでの取組】 毎月1回スポーツ事業を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。 種目の選定については良い種目と講師の確保ができれば取り入れていきます。	スポーツ課
スポーツ教室 開催事業 （スキー教室/スケート教室/スノーボード教室）	小学生等を対象とした冬季各種教室を開催し、スポーツを通して少年少女の健全育成に努めます。 【これまでの取組】 冬季スポーツ教室を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	スポーツ課
障がい児・者スポーツ教室開催事業	障がいのある方が、毎月1回（偶数月は夜の部の2回目を開催）身体の状態に応じたスポーツを行うことにより、身体を動かす喜びを体感してもらうとともに、活動の場を広げ、さらに健康増進・体力向上を図ることを目的に開催します。 【これまでの取組】 毎月1回（昼の部、夜の部）スポーツ事業を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。令和7年度から対象者を拡大します。（対象：網走市民に加え、東オ	スポーツ課

事業名	事業の概要	担当課
こどもエコクラブ 助成事業	ホーヅク定住自立圏域自治体住民に拡大) 次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に、主体的に地域や地球の環境に関する学習や活動を行うもので、網走市でも事務局を開設し、エコクラブへの活動支援（登録事務、資材提供、野外活動のサポート）や情報提供を行います。 【これまでの取組】 市内小学校の環境学習を支援するため、公益財団法人日本環境協会が主催する全国水生生物調査への参加をサポートし、河川に生息する生物の現地調査を通じて、人間と環境の関わりについて理解を深めるとともに、環境を大切に思う意識を高めてきました。 【今後の方向性】 学校等と市が連携・協力し環境保全の意識醸成のため環境学習を行う意思のある子どもたちの支援を継続・拡充していきます。子どもたちの活動に役立つ情報提供や環境活動の場を提供することにより、主体的に環境保全活動を行い、環境問題解決に資する能力を育み、地域の総合的環境力を高めていきます。	生活環境課

基本施策5 地域力の活用

地域の人や施設などの社会資源を活かすことにより、性別や年齢にかかわらず、様々な人と交流でき、子どもも社会の一員であることや文化の伝承などについて学んでいける場の提供を進めていきます。

また、子育てを地域ぐるみで支援していくため、地元大学との連携の強化を図り、学生との交流も進めていきます。

事業名	事業の概要	担当課
放課後子ども教室 (遊村あばしり)	子どもを社会全体で育むため、地域のおとなを指導員として配置した、安全・安心な子どもの居場所を設け、放課後や週末におけるスポーツや文化など様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援します。 【これまでの取組】 市民団体が受け皿となる教室（学習、美術、スポーツ、語学等）を、放課後や週末に年間200回	社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
	程度開設しています。 【今後の方向性】 団体との企画会議を継続して開催し、コミュニケーションを取りながら改善・検討し、継続して事業を実施していきます。	
夏休み教室・冬休み教室、ロセトクラブなど	子どもの創造性や探求心を高め、豊かな心を育む教室・講座を開設します。 ・夏休み冬休み教室：創作を中心とした教室 ・ロセトクラブ：市民講師が子どもを対象とする教室を開設する場合に、会場確保や参加募集、講師報酬等を支援しています。 【これまでの取組】 各教室とも、多くの参加者が集まり、講座を開設しています。地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】 内容については都度講師と調整して、改善や検討をしながら、今後も継続して事業を実施していきます。	社会教育課
まなびすと講座	地域課題、現代的課題など市民生活の向上にかかわるテーマや、市民に学んでほしいあるいは市民だけではなかなか取り組めないテーマを設定し、講座を実施します。 【これまでの取組】 「ウイルトタ刺繍入門講座」をはじめ、味噌づくり等の食文化や伝統文化、化学系の講座などの各種講座を開設しています。 【今後の方向性】 今後もその時々に対応しいテーマを選び、改善・検討をしながら事業を継続します。	社会教育課
子どもと遊ぼうボランティア隊	地域社会全体で子どもたちの活動を支援する場の提供が求められていることから、子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、定期的な活動を目指します。 ・活動場所 エコーセンター2000 児童学習室等 ・活動時間 土、日、祝日、長期休業日などの 10時～17時の時間帯／1回 90～120分 【これまでの取組】 登録した講師は「ロセトクラブ」での講師となり、講座を実施しています。ほぼ毎月活動があり、講座・教室を開設することにより、地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】	社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
	今後も子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、事業を継続します。	
学校支援地域本部事業	地域住民や東京農業大学、各高校と連携し、市内小中学校等と地域住民や学生との交流を深め、教育力の向上を図るため、学校支援ボランティアを各校に派遣します。 【これまでの取組】 社会人、退職者や東京農業大学学生等のボランティアを学校へ派遣し、授業や校内活動に対する人的支援とその調整をしています。 【今後の方向性】 学校と地域の双方のニーズを広く聞き取り、学校と地域の交流促進、ボランティアのやりがい増進を図ります。	社会教育課

基本目標２ 母と子の健康の確保及び増進

基本施策１ 子どもや母親の健康確保

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の確保が不可欠です。また、これとともに、子どもを健やかに育てる環境を整え、妊娠・出産・育児といった各時期への一貫した親子に対する支援が必要です。

疾病予防と健康増進のため、関係機関と連携を図りながら、様々な母子保健事業を実施します。

事業名	事業の概要	担当課
母子健康手帳交付事業	妊娠の届出により、対象者に母子健康手帳を交付し、手帳交付をきっかけに、保健師などとの相談を実施し、産後育児困難な状況が予想される方々には、妊娠時期から安心して出産が迎えられるよう関係機関と協力して支援します。 【これまでの取組】 妊婦の届出により、対象者に母子健康手帳を交付しています。アンケートを活用し、保健師等と面接や相談の中で産後育児困難な状況が予想される方には妊娠時期から支援を行いました。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査、超音波検査の健診費用を助成します。 定期的に健康診査を受診することは、妊娠期の安全と異常の早期発見のため重要であり、受診票の利用状況を通して、受診状況を把握します。 【これまでの取組】 妊婦一般健康診査、超音波検査の健診費用を助成します。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
妊婦歯科健康診査 【新規】	口腔内の疾病予防と歯周病の胎児への悪影響を防止し、乳幼児の歯科予防への意識を高めることを目的に、妊娠期の歯科検診の費用を一部助成します。 【これまでの取組】 市内歯科医院で受診していただき、結果により歯科医や保健センター歯科衛生士が指導を行います。	

事業名	事業の概要	担当課
	【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	
不育症治療助成事業	不育症の検査や治療に要した費用から、北海道不育症治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、1回につき10万円を上限として助成します。	健康推進課
ハローベビークラブ (両親学級)	両親が協力して妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得し、安心して出産・育児に臨めるよう、沐浴実習や母乳育児のすすめ、お産の準備と赤ちゃんの育て方、歯科講話や栄養講話などを実施します。 【これまでの取組】 両親が協力して妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得し、安心して出産・育児に臨めるよう、沐浴実習などを実施しています。 【今後の方向性】 実施後アンケートを行い、内容等検討しながら継続して実施します。	健康推進課
産婦健康診査事業	産婦健康診査に要する費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、産後間もない母親の身体機能の回復や精神状態の把握を行うことで、産後うつや新生児への虐待を予防します。 【これまでの取組】 毎年度、2週間健診と1か月健診については150人前後の受診者に対応しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
産後ケア事業	産後ケアに要する費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、産後間もない母親の身体機能の回復や精神状態の把握を行うことで、産後うつや新生児への虐待を予防します。 【これまでの取組】 出産後の新生児訪問、乳幼児健診の際に事業の紹介を行い、母子の支援を行っています。ニーズをふまえサービス内容を拡大するなどして実施しています。また、令和6年度から「来所型（4時間・6時間）」を除く利用について、利用者負担を無料化しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課

事業名	事業の概要	担当課
新生児聴覚検査事業	新生児聴覚検査に要する費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、検査を実施することで新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育を図り、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的とします。 【これまでの取組】 令和3年度以降は、対象者全員の受診ができています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
網走市軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等支給事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器購入又は修理に要する費用を支給します。 【これまでの取組】 支給対象者に対し支給しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会福祉課
乳幼児健康相談	育児の正しい知識の普及を図るとともに、子育ての不安や悩みの相談に応じ、健康相談・栄養相談・情緒・言葉の確認と指導を行います。 ① 8か月児健康相談（毎月1回実施） 計測・歯科指導・個別の育児相談を行います。 ② 事後相談（毎月1回実施） 継続支援が必要な乳幼児に対する相談を行います。 ③ 2歳児相談（2か月に1回実施） 1歳6か月健診で継続支援が必要となった乳幼児に対する相談を行います。 ④ 育児サークルなど依頼による相談も行います。 【これまでの取組】 育児の正しい知識の普及を図るとともに、子育ての不安や悩みの相談に応じ、健康相談・栄養相談・情緒・言葉の確認と指導を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
5歳児健康診査事業	医師の診察、身体測定、各種専門相談により、疾病の早期発見、精神心理など総合的な健康管理と子育て支援を行います。特に、子どもの個々の発達の特性を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズをふまえながら、子どもとその家族に必要な支援につなげます。また、就学期をスムーズに迎えられるよう関係機関と検討会等を実施します。	健康推進課

事業名	事業の概要	担当課
	【これまでの取組】 5歳児健康相談として、毎年30件ほどの相談に対応しています。また、相談後には関係機関でケースカンファレンスを実施し、就学後の支援体制についても学校を含めてケース検討会を実施しています。 【今後の方向性】 新たに5歳児健康診査を実施します。これまでの5歳児健康相談を事後相談として継続します。	
3～5か月児健康診査	身体的疾病の早期発見など総合的な健康管理を目的に、医師の診察・身体測定・離乳食の集団指導・育児に関する個別相談を行います。保護者の養育状況や心理面にも配慮し、育児困難な方には関係機関と協力して支援します。 【これまでの取組】 医師の診察・身体測定・離乳食の集団指導・育児に関する個別相談を行い、育児困難な方には関係機関と協力して支援をしています。また絵本のプレゼントを行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
1歳6か月児健康診査	医師・歯科医師の診察、身体測定により、疾病の早期発見、精神心理など総合的な健康管理と子育て支援、各種個別相談及び希望者にはフッ化物塗布を実施します。 【これまでの取組】 満1歳6か月の子どもを対象に、医師・歯科医師の診察・身体測定により、疾病や心身障がいの早期発見など総合的な健康管理と子育て支援、各種個別相談及び希望者にはフッ化物塗布を、毎月1回実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
3歳児健康診査	医師・歯科医師の診察、身体測定、尿検査、SVS（スポットビジョンスクリーナー）による視力検査により、身体的疾病の早期発見・精神心理面など総合的な健康管理と、子育て支援、各種個別相談を毎月1回実施します。 【これまでの取組】 満3歳の子どもを対象に、医師・歯科医師の診察、尿検査、身体測定により、疾病や心身障がいの早期発見など総合的な健康管理と、子育て支	健康推進課

事業名	事業の概要	担当課
	援、各種個別相談を毎月1回実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	
予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延の予防を目的として、医師会の協力により、予防接種を実施します。 【これまでの取組】 伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延の予防を目的として、医師会の協力により、定期接種（麻しん風しん・BCG・ポリオ・ヒブ・小児用肺炎球菌・五混・三混・二混・水痘・日本脳炎・B型肝炎・ロタ・子宮頸がん）を実施しています。また、任意接種の助成制度として、子どもインフルエンザ及び麻しん風しん混合の接種を実施しています。 【今後の方向性】 継続して取り組むとともに、定期接種となる予定のワクチンについて、迅速に実施していきます。	健康推進課
フッ化物塗布	1歳児～就学前の児童を対象として、歯科健診・フッ化物塗布を毎月、定例日と1歳6か月児健診時に実施します。 【これまでの取組】 1歳児～就学前の児童を対象として、歯科検診・フッ化物塗布を毎月、定例日と1歳6か月児健診時に実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
保育園児のフッ素洗口	幼児期の虫歯予防のため、4歳以上の保育園児を対象に週1回フッ素洗口を実施します。 【これまでの取組】 認可保育所1園、へき地保育園（希望する園）において実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
妊産婦訪問指導	妊産婦の健康の保持・増進及び妊娠・出産・育児に関して、正しい知識を身につけ、安心して育児を行えるよう、保健師・栄養士などが家庭訪問し保健指導を実施します。 【これまでの取組】 妊産婦の健康の保持・増進及び妊娠・出産・育児に関して正しい知識を身につけ、安心して育児	健康推進課

事業名	事業の概要	担当課
	を行えるよう、保健師・栄養士などが家庭訪問し、保健指導を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	
乳幼児訪問指導	子どもが健やかに成長するために、新生児（第1子）・低体重児・病院から連絡のあった子ども・健診などで継続支援が必要な子どもなどを対象とし、家庭を訪問して発育・発達、生活状況を確認し、適切な保健指導を実施します。また、母親の不安・悩みの軽減を図ります。 第2子以降で、生後4か月未満の出生児のいる家庭を対象に保健師・助産師・看護師等が、家庭訪問を行います（乳児家庭全戸訪問調査（こんにちは赤ちゃん事業））。 【これまでの取組】 新生児（第1子）・低体重児・病院から連絡のあった子ども、健診などで継続支援が必要な子どもなどを対象とし、家庭訪問して発育・発達・生活状況を確認し保健指導を実施しています。第2子以降で、生後4か月未満の子どものいる家庭を対象に保健師・助産師・看護師等が、家庭訪問を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
養育支援訪問事業等の実施	本市においては新制度における養育支援訪問事業等は実施していませんが、養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、養育に関する指導や助言を行い、保護者の養育能力を向上させるための相談支援などを、関係機関と協力して実施していきます。 【これまでの取組】 養育支援が特に必要な家庭については、年々増加傾向にあります。これらの家庭に保健師が訪問して、養育に関する指導や助言を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療や特定不妊治療以外の不妊治療に要した費用（保険適用となる治療にかかる自己負担額）及び保険適用となる特定不妊治療と併用して実施される保険適用外の先進不妊治療に要した費用（治療に要した費用の7割）とその治療のための交通費に対して助成します。	健康推進課

事業名	事業の概要	担当課
	【これまでの取組】 令和4年4月から特定不妊治療が保険適用となったことにより道の特定不妊治療費助成事業が廃止となったことや、令和5年度から北海道不妊治療費等助成事業が創設されたことによりその都度市の助成制度の見直しを実施。現在は、特定不妊治療に要した費用については1回につき10万円（治療によっては5万円）、特定不妊治療以外の不妊治療に要した費用については1年度あたり3万円、先進医療について3万5千円を限度に、交通費は距離に応じて市単独の助成を行っています。 【今後の方向性】 北海道における不妊治療費等助成事業の実施状況を鑑みながら、今後も継続して実施します。	
入院助産助成事業	被用者保険や国民健康保険などに未加入の妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず経済的な理由などで入院して出産ができない場合に、妊産婦を助産施設（網走厚生病院）への入院により出産の安全性向上を図ります。 【これまでの取組】 健康保険未加入で、経済的に困っている世帯の妊産婦が安心して出産できるよう実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
子育てアプリ (Ababy(あばびい))	従来の母子手帳に加え、電子化された母子手帳を利用してもらうことで、市から発信した情報の受取り、家族間の情報の共有、不安の解消などが促進され、母子保健サービスの向上を図ります。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
望ましい生活習慣を確立する教育活動の充実	「早寝早起き朝ごはん」運動などの展開により、望ましい基本的生活習慣を身につけさせるとともに、家庭とも連携をした中で、継続的な取組を進めます。 【これまでの取組】 教育局を通じて得られる、チラシ等の学力向上に繋がる有益な情報について、学校教育部及び社会教育部で情報を共有し、学校を通じて児童・生徒に啓発チラシを配布しています。 【今後の方向性】 今後も有益な情報を共有しながら、児童・生徒	学校教育課 社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
	の基本的生活習慣を身につけさせるとともに、家庭とも連携した中で、学力向上に繋がる継続的な取組を進めます。	
AED設置事業	突然の心停止から市民の命を守るために、児童館等にAEDを設置していきます。 【これまでの取組】 児童館（4館）・子育て支援センター（1センター）・公立保育園（1園）・へき地保育園（2園）に設置をしています。 【今後の方向性】 不測の事態にも対応できるよう、職員に対して研修を実施していきます。	子育て支援課

基本施策2 「食育」の推進

子どもの健やかな成長に必要な望ましい食習慣や、親と子が家庭で食の大切さを考えバランスのとれた食生活を営む力が弱まっています。

近年は、毎日きちんと朝食を取らない子どもが増えていると言われ、食事を一人で取る孤食の状況も見られます。

そのため、各世代の子どもの発育、発達にあった食生活を営む力や家族や子ども自身が食事について学び、考えられる力を育むために、食育を推進していきます。

事業名	事業の概要	担当課
網走市食育推進計画に係る事業	「食育基本法」に基づき「網走市食育推進計画」を策定し、取り組んでいます。「食育」は、一人ひとりが生涯を通じて生き生きと暮らすため、健全な食生活をおくる力を習得するための取組であり、地域や学校、家庭と連携しながら「食育」を推進していきます。 【これまでの取組】 各種イベントなどを通じて、食育や地産地消のPRを行いました。また、網走市の特産品を活用した料理教室など、様々な活動をしています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課 農林課
網走ふるさと給食	食育に関する啓発の推進、地元生産物と地場産業などについて理解を深める学習機会として、小中学校の給食に地場産品を食材として使用した「網走ふるさと給食」を実施します。 【これまでの取組】	学校教育課

事業名	事業の概要	担当課
	・年1回くじら給食を実施しています。 ・網走産食材の提供を受け、「くじら給食」、「野菜の日給食」、「あばしり和牛給食」を実施し、併せて一部の学校で生産者講話を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます	
広報での食の情報提供	網走市食生活改善協議会では、市のホームページと毎月の広報あばしりの「今月の健康レシピ」コーナーに、季節や旬の食材を生かした、栄養と生活習慣病の予防を考えた献立・料理の調理方法や栄養価を紹介し、家庭への食の情報提供を行います。 【これまでの取組】 広報あばしりに「今月の健康レシピ」を掲載するとともにクックパッドで「食改さんの健康レシピ」としてレシピを紹介し、広く家庭への食の情報提供を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
幼稚園等でのクッキング体験	市内の幼稚園等では、食を通しての教育として、生命のありがたさや挨拶などを学び、実体験をさせるためにカリキュラムを定めて「クッキング」を実施します。 【これまでの取組】 「クッキング」や食事に関する様々な経験を通じて、道徳観や食に関する知識が身につくようにしています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	市内幼稚園等
保育園での食の情報提供	保育園において、毎月の「献立表」や給食時間を利用して、正しい食事のとり方や、旬や季節の食材に関する知識など食に関する情報を提供します。 【これまでの取組】 給食時間や掲示物を利用して児童へ、給食だよりを通じて保護者へ、食事のマナーや食に関する情報を提供しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
保育園での給食サンプルの展示	食育の一環として市立保育園において、その日の給食の実物を展示します。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
	【これまでの取組】 給食の実物を展示することによって、1食あたりの目安量や栄養バランスのとり方などを知らせています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	
保育園での食事づくり体験	保育園では、児童が菜園での野菜作りを通して自分たちの食べる給食の一部を実際に作り、収穫～調理お手伝い～給食により食事づくりの体験をします。 【これまでの取組】 児童が、野菜づくり及び収穫～調理お手伝い～食することによって食や栄養の関心を持つよう実施してきました。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
母子保健における栄養改善事業の充実	ハローベビークラブ（両親学級）・育児教室・家庭訪問・乳幼児健診などの場で、妊産婦や乳幼児を対象にした栄養指導を行います。 また、食べることの大切さをいかに伝えていくかをさらに検討していきます。 【これまでの取組】 ハローベビークラブ（両親学級）・育児教室・離乳食教室・家庭訪問・乳幼児健診などの場で、妊産婦や乳幼児を対象にした栄養指導を行います。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
ナチュラルベビークッキング教室	親が離乳の必要性を理解し、発達に応じた離乳食を与えることができることを目的として、2～9か月児の親を対象とし、初期コースと中後期コースから選び、栄養や歯科の講話及び調理見学を行っています。また、ボランティアセンターの協力を得て託児も行っています。 【これまでの取組】 親が、発達に応じた離乳食を安心して与えることができることを目的として、2～9か月児の親を対象に、初期コースと中後期コースから選び、栄養や歯科の講話及び調理実習を行っています。また、市民活動センターのボランティアの協力を得た託児も行っているほか、母子手帳アプリにて離乳食に関する情報発信を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課

事業名	事業の概要	担当課
あばしり ベジラブル運動	『あばしり「ベジラブル」運動』を推進し、野菜を好きになってもらう、野菜が食べやすくなる環境づくりを進め、1日にとるべき野菜の目安や、食べやすい調理法などについて情報発信します。 【これまでの取組】 食育月間(6月)のイベントや、市民健康まつり、網走中央商店街の街頭放送などで、市民に対し生活習慣病を未然に防ぐための1日にとるべき野菜の目安や、食べやすい調理法などを情報発信しています。 市内飲食店等にポスター等を配布し、協力店の拡大を図っています。 小中学校等における「野菜の日給食」を年2回実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課

基本施策3 思春期保健対策の充実

思春期は、子どもにとって自立に向けての大切な時期であり、感受性豊かな時期でもあります。そのため不安定になりやすい時期でもあります。思春期の子どもの心と体の両面の健康を支援できるように、児童・生徒を対象とした保健事業を推進していきます。

事業名	事業の概要	担当課
中学生の喫煙や薬物に関する教育	中学校において、授業で喫煙、薬物などの有害性について教えるとともに、学校だよりなどを利用して情報を提供します。 また、希望のある学校において関係機関と協力し、中学生を対象に喫煙や薬物に対する教育を実施します。 【これまでの取組】 各学校において、薬物乱用防止教室などを開催し、薬物や喫煙の害について指導を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
中学生赤ちゃんふれあい体験	中学生を対象に、命の尊さや赤ちゃんの愛おしさなどを感じてもらうことを目的として、赤ちゃんとのふれあい体験を行います。 【これまでの取組】	健康推進課

事業名	事業の概要	担当課
	毎年、教室参加希望の中学校を募り、目的に沿って実施しています。【今後の方向性】 中学校からの実施希望がある限り継続実施していく予定です。	
小中学校における性教育	学校における指導方針や、情報収集など関係各課との連携を図った取組を推進します。 【これまでの取組】 小中学校の授業においてきめ細やかな指導を行っています。 【今後の方向性】 学校の授業に助産師を講師として招へいするなど、関係各課と連携して実施していきます。	学校教育課 健康推進課
心身の健康を育む健康教育の推進	心身の健康の保持増進のために必要な実践的な能力や態度を育成するため、健康診断の結果も活用しながら、保健教育（薬物乱用防止・性教育等を含む。）の充実を図ります。 【これまでの取組】 各学校において、薬物乱用防止教室や性教育の充実を図っています。また、Q-Uテストにより、児童・生徒の悩みや学校生活の不満を把握して、いじめ防止などに活用しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

基本施策4 小児医療の充実

子どもは、体調の変化を起こしやすく、救急の対応を迫られることが少なくないばかりか、医療費の負担も決して小さくありません。

安心して生み、育てることができる環境を整備するために、夜間も安心して医療サービスを受けることができるように、医療体制の整備を推進します。

事業名	事業の概要	担当課
救急医療体制の充実・確保	網走医師会の協力により、休日及び夜間の救急医療体制を確保しています。加えて、網走消防署等とも連携し、救急医療に対する正しい認識の普及啓発活動を実施します。 【これまでの取組】 休日の一次救急内科系診療については、網走市休日内科急病センター及び市内クリニックによ	健康推進課

事業名	事業の概要	担当課
	る当番制、一次救急外科系診療については市内2病院による当番制により診療を行っております。二次救急に関しては、市内の救急告示病院に指定された2病院による輪番制により、24時間の診療を行っております。 【今後の方向性】 引き続き関係機関と連携し、救急医療体制の確保に努めるとともに、コンビニ受診の防止など、救急医療の適正利用等に関する啓発活動を実施します。	
こども医療費助成制度	小中学生および高校生卒業相当の医療費を無償化することで、子育て家庭の負担軽減を図っています。 【これまでの取組】 令和6年8月からは高校生卒業相当までの子どもについての医療費を無償化しました。 【今後の方向性】 今後とも事業を継続し、子どもの健やかな成長を図ります。	子育て支援課
未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において養育に必要な医療の給付を行います。 【これまでの取組】 経済的負担が大きい未熟児の入院・養育について医療の給付を行うことで、必要な養育が受けられるよう実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
あばしり健康ダイヤル24	あばしり健康ダイヤル24では、夜間の赤ちゃんの急な発熱など、無料電話での健康相談に対応しています。24時間体制で医師、看護師、保健師など専門スタッフが相談にお応えします。 【これまでの取組】 医師、看護師、保健師等の専門職を配置した24時間対応の相談センターと契約し、小児に限らず電話相談を受け付けているほか、令和4年度よりチャットボットによる相談を開始しています。 市民の医療に対する不安を解消することで、救急医療体制の維持をはかっています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課

基本目標３ 子どもの教育環境の整備

基本施策１ 次代の親の育成

少子化により、兄弟姉妹の少ない中で育った世代が家庭を築き、乳幼児とのふれあい経験がないまま親となる人が増加しています。子育てについて考える機会をもつためにも、保育園等を活用し、無邪気な小さな子どもを愛おしく思う心を養い、将来、愛情を持って子育てができる心を育てます。

事業名	事業の概要	担当課
中学生赤ちゃん ふれあい体験 (再掲)	中学生を対象に、命の尊さや赤ちゃんの愛おしさなどを感じてもらうことを目的として、赤ちゃんとのふれあい体験を行います。 【これまでの取組】 毎年、教室参加希望の中学校を募り、目的に沿って実施しています。 【今後の方向性】 中学校からの実施希望がある限り継続実施していく予定です。	健康推進課

基本施策２ 学校の教育環境等の整備

少子化、核家族化、情報化、国際化などが進むなかで、社会の価値観も大きく変化しており、子どもを取り巻く教育環境も、急激に変化してきています。大きく変化する学校教育の中で、子どもたちが有意義な学習の時間を持てるよう、少人数学級によるきめ細やかな指導や、学習指導方法の改善、学校施設・設備の整備などを推進し、学力の向上とともに、心も体も健やかに育つ環境を整えていきます。

事業名	事業の概要	担当課
少人数学習体制の推進	創意工夫を活かして、より多様な指導形態や指導方法を展開するため、少人数の学習集団を編成して少人数授業などに積極的に取り組む学校に対しての教員定数の加配（追加配置）を道教委に要望していきます。 【これまでの取組】 機会あるごとに、道教委に要望しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
学校支援地域本部事業	地域住民や東京農業大学、各高校と連携し、市内	社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
(再掲)	小中学校等と地域住民や学生との交流を深め、教育力の向上を図るため、学校支援ボランティアを各校に派遣します。 【これまでの取組】 社会人、退職者や東京農業大学学生等のボランティアを学校へ派遣し、授業や校内活動に対する人的支援とその調整をしています。 【今後の方向性】 学校と地域の双方のニーズを広く聞き取り、学校と地域の交流促進、ボランティアのやりがい増進を図ります。	
コミュニティ・スクール推進事業	学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できるコミュニティ・スクールの取組を推進するとともに、研修の開催等を通じて当該取組の更なる普及を図ります。 【これまでの取組】 市内全9地区で学校運営協議会を設置・運営するとともに、市民・教職員・教育関係団体などが参加するコミュニティ・スクール研修会を開催するなど、地域の方が幅広く学校に関わる場の確保に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
特色ある学校づくりの推進	総合的な学習の時間などに、地域、学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するため、必要な物品購入などに係る経費を補助します。 【これまでの取組】 学校規模に応じた配当を行い、必要な教材を使った指導を行っているほか、スクールバスを利用した施設訪問などの活動を支援しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
家庭児童・教育相談事業	家庭児童・教育相談員が、いじめなどを理由とする不登校、児童虐待、発達の凸凹や障がいの問題など、子どもや保護者の様々な悩みや不安について、家庭・学校を含めた、きめ細かな対応を行うため、学校、北見児童相談所及び地域の関係機関との連携を図りながら、相談・助言・指導を行います。 【これまでの取組】 児童相談所・学校・要保護児童対策地域協議会と連携しながら、児童や保護者の支援を行って	学校教育課 子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
	ます。また、クリオネ学級通級児童・生徒のサポートなども行っています。 【今後の方向性】 今後とも、支援の必要な児童や保護者の支援していきます。	
確かな学力を育む教育活動の充実	教材教具の整備や学習指導の工夫・充実により、学ぶことの楽しさや意義を教えた上で学ぶ意欲を育むとともに、学力の基礎・基本を確実に定着させるための教育活動の充実を図ります。 【これまでの取組】 学校活動において必要な教材整備を支援するほか、学力テスト知能テスト経費を負担することで基礎学力の定着度を把握し、児童・生徒一人ひとりの能力に応じた指導に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	望ましい学習習慣を身につけさせるとともに、一人ひとりの学習状況や教育的ニーズを的確に把握した上で、少人数学級や習熟度の程度に応じた指導、ティーム・ティーチングなどわかる授業の推進に向けた、きめ細かな学習指導の充実を図ります。 【これまでの取組】 小中学校において少人数学級による習熟度別指導などきめ細かな学習指導を実施し、児童生徒の学力向上を図りました。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
国際理解教育	英語指導助手や英会話指導員を配置し、実践的な英語力を身につけるとともに、多様な文化の尊重や平和を求める意識を養う国際理解教育を推進する学習指導の充実を図ります。 【これまでの取組】 英語指導助手は市内中学校に、英会話指導員は市内小学校及び要望がある幼稚園・保育園・認定こども園に学習指導又は支援しています。また、英会話指導員は、エコーセンター2000で登録しているサークル等へ英会話の指導も実施しています。 【今後の方向性】 引き続き、市内小中学校及び幼児期の英語教育の充実を図ります。	学校教育課 社会教育課 企画調整課
情報教育の充実	情報を適切に活用・対応することができるよう、	学校教育課

事業名	事業の概要	担当課
	情報モラルを身につけるとともに、パソコンなどを有効に活用した学習機会の充実を図ります。 【これまでの取組】 国のGIGAスクール構想に伴い、学校教育環境のICT化を大きく進めました。具体的には一人一台端末(Chromebook)の整備、校内ネットワーク環境の整備、電子黒板の導入などを実施しました。 【今後の方向性】 引き続き充実を図ります。	
夢や希望を育むキャリア教育の推進	感性豊かな心を育み、たくましく生きる力を形成するとともに、自立して社会で生きていくための基礎を学び、自己を見つめ自らの生き方を考えながら、主体的に進路を選択・決定できるよう、キャリア教育の充実を図ります。 【これまでの取組】 市内中学生を対象に、夢や人生などをテーマにした著名文化人による講演を開催しています。また、あばしり学講座では地域学として様々な学習機会を提供しています。 【今後の方向性】 今後も内容を改善・検討し、継続して事業を実施していきます。	社会教育課 商工労働課
豊かな心を育む教育活動の充実	心に響く道徳教育、人権教育、福祉教育、体験活動、ボランティア活動などを通して、規範意識を育み、思いやりの心や豊かな人間性を育むための教育活動の充実を図ります。 【これまでの取組】 豊かな心を育てる活動推進会議に補助及び事務局として関わり支援をしています。市内小中学校の全児童・生徒から標語を募集し、優秀作品を掲載したポスターカレンダーを作成し、全児童・生徒に配布しています。また、市内の全小中学校から代表者が集う意見発表会を実施し、その中から優秀者をオホーツク地区大会へ推薦し出場しています。 【今後の方向性】 今後も団体への支援を通じ、豊かな心を育む教育活動の充実を図ります。	社会教育課
豊かな感性を醸成する教育活動の充実	豊かな感性や表現力・創造力を身につけさせるため、優れた芸術・文化に触れ親しむ機会の充実を図ります。	社会教育課 学校教育課

事業名	事業の概要	担当課
	【これまでの取組】 全年齢向けとして、オホーツク・文化交流センター芸術文化事業、ふるさとアーティストフェスティバル（隔年）、クラシック音楽鑑賞会（隔年）などで年4～5回程度の芸術文化の鑑賞機会を提供しています。また、幼児から小学校低学年層を対象としたファミリー劇場を年1回開催し、多角的な鑑賞機会の提供に努めています。青少年音楽教室では吹奏楽や弦楽の演奏指導を実施しています。 【今後の方向性】 今後も演目や内容の検討をしながら、優れた舞台芸術の鑑賞機会を設け、芸術・文化に触れ親しむ機会の充実を図ります。	
地域から学ぶふるさと教育の推進	地域に対する愛着や誇りを持つことができるために、地域の人材、自然、歴史、産業、産物などの教育資源を活用したふるさと教育の充実を図ります。 【これまでの取組】 あばしり学講座において、地域学の学習機会を提供しています。小学生向けには連続講座の「ロセットコース」を実施し、地域の産業や文化に見て触れる機会を創出しています。 「ふるさと学習支援資料展」では、網走の地域活動や事業を紹介し、小中学生の地域学習支援を行っています。 【今後の方向性】 多角的視点で学習内容を検討しながら、継続実施していきます。	社会教育課 図書館 学校教育課
社会への関心を高める教育の推進	地域や社会への関心を高め、地域や社会のためにできることを自ら考え、自ら実践するために、ボランティア活動や環境教育などの学習機会の充実を図ります。 【これまでの取組】 地域の清掃活動をはじめ、網走の豊かな自然を学ぶ自然体験や職業体験など、地域を学び自主性を育む取組を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
教職員の資質向上に向けた研修の充実	教職員一人ひとりが、自らの専門性を高めていく営みを自覚しながら、誇りをもって主体的に学びに打ち込む「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた研究・研修の機会の充実を図ります。	学校教育課

事業名	事業の概要	担当課
	【これまでの取組】 公開研究会、特別支援教育研修会、ICT活用研修会、新任教職員研修会など、今日的課題やキャリアステージに応じた研修等を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	
安全で安心して学べる教育環境の充実	子どもが安全で安心して学べる教育環境を確保するため、学校施設・設備などの安全性・快適性・機能性を向上させるとともに、通学環境の充実に図ります。 【これまでの取組】 必要に応じて学校施設・設備の改修を行うことで、学校環境の安全性、快適性の確保を図っています。通学路についても、随時学校要望等を道路管理者に伝え、改善を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

基本施策3 家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもたちがいきいきと健やかに成長できるようにするためには、家庭を基盤に学校や地域が連携して子どもの育成環境を総合的に整えることが必要です。

子育ての基本は家庭にあることを認識し、親自身が子どもを教育する力を身に付けることを支援し、その家庭を支える地域の力を育てる支援をします。

事業名	事業の概要	担当課
不登校児童などへの相談・指導事業	スクールカウンセラー及び家庭児童・教育相談員、学校教育専門相談員を配置し、児童・生徒、保護者などに対する相談や支援を行います。 不登校児童・生徒に対して適切な教育相談、適応指導、学習指導等を行い、集団生活への適応や学校生活への復帰を促すため、教育支援センター（クリオネ学級）を運営します。 また、不登校・いじめなどの問題に関する現状把握と対応策を検討し、児童・生徒への適切な指導や援助を行うため、「生活指導連絡協議会」を開催します。 【これまでの取組】 北海道教育委員会から派遣されたスクールカウンセラー及び網走市が委嘱するスクールカウ	学校教育課

事業名	事業の概要	担当課
	ンセラーがすべての小中学校でカウンセリングを行い、児童・生徒や保護者、教職員の相談に対応しています。家庭児童・教育相談員による相談体制のほか、教育支援センター(クリオネ学級)に指導員を配置し、きめ細やかな対応を行っています。また、生活指導連絡協議会で小中高校及び警察や市など関係機関による情報交換を行い、問題点や課題解決に向けて情報共有を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施します。	
家庭教育学級	子どもの発達段階に応じた講演会等を開催し、家庭教育のあり方支援、子どもの健やかな成長支援を図ります。 【これまでの取組】 主催事業として、幼児をもつ親の子育て講演会、市 PTA 連合会との共催事業として、家庭教育学級（小学校単位、中学校単位、郡部校単位、父親対象）、家庭教育フォーラム（兼市 PTA 連合会研修会）の各種講演会等を開催しています。 【今後の方向性】 今後も事業を継続し、市 PTA 連合会の活動及び家庭教育のあり方や子どもの健やかな成長を支援します。	社会教育課
まなびすと講座 （再掲）	地域課題、現代的課題など市民生活の向上にかかわるテーマや、市民に学んでほしいあるいは市民だけではなかなか取り組めないテーマを設定し、講座を実施します。 【これまでの取組】 「ウイルトタ刺繍入門講座」をはじめ、味噌づくり等の食文化や伝統文化、化学系の講座などの各種講座を開設しています。 【今後の方向性】 今後もその時々に対応しいテーマを選び、改善・検討をしながら事業を継続します。	社会教育課
子どもと遊ぼうボランティア隊 （再掲）	地域社会全体で子どもたちの活動を支援する場の提供が求められていることから、子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、定期的な活動を目指します。 ・活動場所 エコセンター2000 児童学習室等 ・活動時間 土、日、祝祭日、長期休業日などの 10 時～17 時の時間帯／1 回 90～120 分 【これまでの取組】	社会教育課

事業名	事業の概要	担当課
	登録した講師は「ロセトクラブ」での講師となり、講座を実施しています。毎月活動があり、講座・教室を開設することにより、地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】 今後も子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、事業を継続します。	

基本施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

多感で影響を受けやすい時期に、性や暴力に関する過激な情報等の有害な環境を排除するため、地域と学校・家庭が連携して、関係業界に対する自主規制の働きかけを行い、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

事業名	事業の概要	担当課
青少年センター巡回指導事業	性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、DVD等などの販売などに対し、青少年の健全育成にとって望ましい社会環境への浄化に向けて、学校、PTA、民生委員などの関係者が中心となった網走市青少年センター指導員が、青少年の健全育成・非行防止を目的に定期的な巡回指導を行います。 【これまでの取組】 網走市青少年センター指導員が、市内を15地区に分けて定期的な巡回指導を実施しています。また、北海道青少年健全育成条例に基づく警察、道委嘱調査員、青少年センター指導員による有害物等販売店などの立ち入り調査を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会福祉課

基本目標４ 子育てを支援する生活環境の整備

基本施策１ 子育てにやさしい生活環境の整備

安心して子どもを生み、育てるためには、安全に安心して生活ができる環境の確保が必要です。子どもや乳幼児と一緒に親子だけでなく、すべての人が安心して外出できるよう、多くの施設や交通機関において建物等のユニバーサルデザイン化、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備を行います。

また、子どもが身近な地域で、いつでも自由にのびのびとした遊びができるような遊び場の整備や子連れでも安心して外出できるように身近な地域環境の整備による住みよい地域づくりを推進していきます。

事業名	事業の概要	担当課
バリアフリー化事業	公共施設について、エレベーター・手すりの設置、車椅子用トイレの設置など、道路、公園、公共施設などの段差解消やバリアフリー化を適宜進めていきます。 【これまでの取組】 （都市整備課） 延長 1,579m、11 路線について歩道の段差解消を実施しました。 （建築課） 市の発注する公共建築物に、エレベーター・スロープ・手すり及び身体障がい者対応のトイレを設置しました。 【今後の方向性】 今後も市の発注する施設については、バリアフリー化に努めます。	建築課 都市整備課
公共住宅などの整備	公共住宅（公営住宅）について、段差解消やバリアフリー化を含め、逐次必要に応じて整備を進めていきます。 【これまでの取組】 つくしヶ丘第 1 団地において、令和 3 年度（1 棟 24 戸）、令和 4 年度（1 棟 24 戸）にエレベーター設置及び潮見団地において、令和 4 年度（5 棟 5 戸）、令和 5 年度（5 棟 5 戸）子育て支援住宅の建設を実施しました。 【今後の方向性】 今後も公共住宅（公営住宅）について、バリアフリーに対応した整備を進めるとともに、網走市公営住宅等長寿命化計画に基づき、潮見団地の建	建築課

事業名	事業の概要	担当課
	替を実施していきます。	
遊び場・公園の整備	子どもの身近な地域に、安全で自由に遊べる遊び場や世代間交流の場となるような公園の整備・充実を進めます。また、定期的な遊具点検を行い、安全性の点検を進め、改善に努めます。 【これまでの取組】 定期的な公園点検について継続して実施し、遊具等の安全確保に努めています。 【今後の方向性】 定期的な遊具点検を継続して実施し、安全確保に努めます。	都市管理課
給食費無償化事業 【新規】	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、網走市に住民票のある子どもについての給食費を無償化します。 【これまでの取組】 令和5年度から幼稚園・保育園・認定こども園及び小中学校の給食費を無償化しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課 学校教育課

基本施策2 安全・安心まちづくりの推進

事故や犯罪の危険のない安心して生活できるまちづくりの推進は、子どもや子育て家族にとって重要です。

子どもを犯罪の危険や交通事故の被害から守るために、保育園・幼稚園・認定こども園・学校・児童館など子どもの関係施設の連携とともに、家庭、PTA、町内会など地域住民の組織との連携の強化・充実を図り、市全体で防犯・安全体制を強化していく必要があります。

また、地震や火災などの災害時に、子どもの生命を守ることを第一に、避難訓練や体制整備の充実を図り、緊急時に対応できるようにします。

交通事故から子どもを守るために、通学路の点検・整備とともに、児童・生徒への交通安全用具の支給、チャイルドシートやシートベルトの着用指導の徹底など交通安全対策や、学校等での交通安全教育を推進します。

事業名	事業の概要	担当課
防犯灯設置	町内会など地域からの要望により、通学路又は危険箇所には防犯灯を設置し、犯罪などの発生を未然に防止します。	市民活動推進課 学校教育課

事業名	事業の概要	担当課
	【これまでの取組】 防犯灯の維持については、業者による点検、市民からの通報等により速やかに対応しています。新規の設置については、地域からの要望を受け現場確認等を実施した上で可能な限り対応しています。 【今後の方向性】 町内会連合会の協力のもと、地区連合町内会ごとに防犯灯の適正配置を図り、町内会など地域による管理を推進し、故障等への迅速な対応により、適切な防犯灯の維持管理に努めていきます。	
幼児・児童に対する交通安全教室	市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、養護学校を対象に「交通安全教室」を開催し、交通安全についての講話や歩行・自転車の実技指導などを通して、交通事故を抑止するとともに、「交通安全運動への参加」を通じて、交通安全意識の高揚を図ります。 【これまでの取組】 幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、養護学校を対象に毎年度 30 回程度、交通安全教室を実施しています。 また、各園、各校へ呼びかけ、交通安全運動にも参加いただいております。 【今後の方向性】 引き続き推進を図ります。	市民活動推進課
チャイルドシートの使用促進事業	網走市交通安全協会にて「チャイルドシート」の有料貸し出しを行い、保護者の購入費用負担の軽減とチャイルドシートの利用促進を図ります。 【これまでの取組】 令和 6 年度に新チャイルドシート（新安全基準 R129 適合機種）20 台を網走市交通安全協会へ寄贈し、老朽化したものを更新。協会と連携し、制度周知に努めています。また、協会運営費の一部補助により活動を支援しています。 【今後の方向性】 網走市交通安全協会と連携し、継続して「チャイルドシート」利用促進を図ります。	市民活動推進課
通学路の安全対策	通学路の安全対策のため、歩道の新設・改修を計画的にすすめています。 【これまでの取組】 延長 L=1,668m、11 路線について歩道整備・改修を実施しました。	都市整備課

事業名	事業の概要	担当課
	※令和5年度で対策完了。合同点検等により新たに安全対策が必要と判断された場合、歩道整備の計画を検討。 【今後の方向性】 網走市通学路交通安全等プログラムに基づき、警察署、教育委員会、学校関係者、道路管理者（網走市）による合同点検を実施し、通学路の安全対策を図ります。	
キッズ・ゾーン（スクール・ゾーン）の設定	国で所管保育所等の散歩等の園外活動等の安全を確保するため、施設等から半径500mを原則としてキッズ・ゾーン（小学校等はスクール・ゾーンという）の設定を推進しました。 保育所等を管轄する保育担当部局等が中心となり、道路管理者、警察等と協力しつつ、キッズ・ゾーン（スクール・ゾーン）の範囲内で実施するエリア対策等といった具体的な交通安全対策を進めていきます。 【これまでの取組】 各園の散歩コース調査などを行いキッズ・ゾーン設定に向けた取組をしていましたが、市全体での取組が必要であることや時速制限などキッズ・ゾーン以外の方法による効果が高いとの意見もあったことから、キッズ・ゾーン設定については見直しを検討しています。 【今後の方向性】 関係機関と連携のうえ、市内保育所等の園児の安全対策について個別に確認し、キッズ・ゾーン設定について検討します。	子育て支援課 市民活動推進課 都市整備課 都市管理課
不審者対応訓練	市内各小中学校において、不審者が侵入した場合を想定した訓練を実施するとともに、網走警察署の協力により、登下校中における不審者への対応などについての講話を行います。 【これまでの取組】 日頃から「いかのおすし」の徹底などで、不審者対応や被害防止の指導を行っているほか、スクールガードリーダーの巡回や町内会等の協力で、登下校の安全確保を図っています。また、網走警察署の協力のもと、不審者対応訓練を実施し有事の際に対応できるよう取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
防犯ブザー支給事業	市内小学校に通学する児童の登下校中や校内などの安全確保を目的に、防犯ブザーを支給します。	学校教育課

事業名	事業の概要	担当課
	【これまでの取組】 市内企業からの寄贈を受け、新小学1年生に防犯ブザーを支給しています。 【今後の方向性】 寄贈がない場合は市教委で整備し、毎年必ず防犯ブザーが支給されるよう取り組みます。	
青少年センター巡回指導事業 (再掲)	性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、DVD等などの販売などに対し、青少年の健全育成にとって望ましい社会環境への浄化に向けて、学校、PTA、民生委員などの関係者が中心となった網走市青少年センター指導員が、青少年の健全育成・非行防止を目的に定期的な巡回指導を行います。 【これまでの取組】 網走市青少年センター指導員が、市内を15地区に分けて定期的な巡回指導を実施しています。また、北海道青少年健全育成条例に基づく警察、道委嘱調査員、青少年センター指導員による有害物等販売店などの立ち入り調査を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会福祉課
地域防犯活動	防犯協会、町内会、民生委員・児童委員、関係団体などの「地域の子どもは地域が守る」ための、パトロール、街頭啓発や啓発活動など、自主的な防犯活動を支援していきます。 【これまでの取組】 防犯協会、町内会、民生委員・児童委員、関係団体などによるパトロール、街頭啓発や啓発活動など、犯罪や交通事故の抑止活動を実施・推進しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会福祉課 市民活動推進課
自己の安全を守る安全教育の推進	事件や事故などから自らを守ることや、災害時や不審者との遭遇時に安全かつ的確な行動をとることができるよう、安全教育の充実を図ります。 【これまでの取組】 校長会、教頭会において、的確に対応できるよう指導するとともに、交通安全教室や防災訓練を実施することで児童生徒が日頃から対応できるよう取り組んでいます。 【今後の方向性】	学校教育課

事業名	事業の概要	担当課
	引き続き実施していきます。	
安全で安心して学べる 教育環境の充実 (再掲)	子どもが安全で安心して学べる教育環境を確保するため、学校施設・設備などの安全性・快適性・機能性を向上させるとともに、通学環境の充実を図ります。 【これまでの取組】 必要に応じて学校施設・設備の改修を行うことで、学校環境の安全性、快適性の確保を図っています。通学路についても、随時学校要望等を道路管理者に伝え、改善を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本施策 1 子どもと子育てについての意識改革の推進

性別にかかわらず、誰にとっても、子育てと仕事は二者択一ではなく、両立できることが当然でなければなりません。

ニーズ調査の結果では、父親の約8割がフルタイムで就労をしており、他方で、母親がフルタイムで就労している割合は、就学前児童の保護者で19.4%、小学生の保護者で23.6%となっています。

今後は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点からも、性別による固定化された役割分担意識等を見直し、一人ひとりがそれぞれの価値観に基づく自己実現を達成できるよう、地域社会で支援していくことが大切です。

事業名	事業の概要	担当課
男女共同参画プラン情報誌発行事業	網走市男女共同参画プランの推進のため、市広報紙に男女共同参画コーナー「ひゅ〜ら」を設け、情報を提供し、市民意識の醸成を図ります。 【これまでの取組】 毎月市広報紙に男女共同参画コーナー「ひゅ〜ら」を掲載しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	企画調整課
広報・啓発活動の推進	現在、労働実態調査、女性労働実態調査を隔年で実施しており、これら調査時に、育児休業制度など子育て支援に関するパンフレットを同封し、企業などに対して、育児休業の普及促進など子育て支援の意識啓発を行います。	商工労働課

基本目標 6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

基本施策 1 児童虐待防止対策の充実

全国的に核家族化や近所付き合いの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化が進み、親の育児不安が増大する中、子どもへの虐待が大きな問題となっています。

児童虐待の防止には、その家庭だけの問題と捉えるのではなく、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、地域社会全体で子どもの異変などに気づき、支援をしていくことが必要です。

事業名	事業の概要	担当課
児童虐待防止に関する相談事業	家族や地域を始め、子どもにかかわる様々な関係者からの児童虐待に関する相談や情報をもとに、子育て世代包括支援センター（ユカリエ）では、北見児童相談所、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、児童館、保健センター、家庭児童・教育相談室、医療機関、家族、地域及び民生委員・児童委員などの関係機関と連携・協力しながら、必要な調査を行い、虐待防止と子どもの保護の推進に努めます。 【これまでの取組】 家族や地域、学校などから寄せられた相談や情報から個々のケースに応じて、関係機関と情報を共有、支援体制を構築し、対応しています。 【今後の方向性】 不測の事態を招かないよう、今後とも事業を継続します。	健康推進課
児童虐待防止ネットワークづくり （要保護児童対策地域協議会）	市の保健・福祉・教育担当や関係機関職員によるケースワークチームにより、児童虐待防止に関する情報を得た際に要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を開催し、児童虐待の予防及び早期発見を行います。 【これまでの取組】 関係機関と連携しながら、児童虐待の防止と早期発見を図っています。 【今後の方向性】 不測の事態を招かないよう、今後とも事業を継続します。	健康推進課
養育支援訪問事業等の実施 （再掲）	本市においては新制度における養育支援訪問事業等は実施していませんが、養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、養育に関する指導や	健康推進課

事業名	事業の概要	担当課
	助言を行い、保護者の養育能力を向上させるための相談支援などを、関係機関と協力して実施していきます。 【これまでの取組】 養育支援が特に必要な家庭については、年々増加傾向にあります。これらの家庭に保健師が訪問して、養育に関する指導や助言を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	

基本施策２ ひとり親家庭への支援

全国的にひとり親家庭は経済的に厳しい状況におかれており、令和３（2021）年の国民生活基礎調査によると、ひとり親世帯の貧困率は44.5%となっており、その中でも特に母子家庭は経済的に厳しい状況に置かれています。

親の経済状況が子どもの現在の生活だけでなく、将来に大きく影響を与えており、生活支援、就業支援、経済的支援等に取り組んできましたが、今後も、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、各種取組を充実していきます。

事業名	事業の概要	担当課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。 【これまでの取組】 法令等に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進に資するため実施しています。 【今後の方向性】 法令等に基づき、実施していきます。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭（母子家庭や父子家庭など）の医療費のうち保険診療の自己負担額を助成し、母や父の健康維持と児童の健全な育成を支援します。 【これまでの取組】 ひとり親家庭の中学卒業までの子どもの入院費等を無償化し、充実を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
母子家庭等自立支援給	ひとり親家庭のお父さん・お母さんの就労・自立	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
付金支給事業	のために、経済的支援や就労できる環境づくりを応援します。 【これまでの取組】 母子家庭及び父子家庭を対象とし、経済的支援等を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	
災害遺児等福祉手当支給事業	交通事故、海難、労働事故又は天災により扶養者が死亡した場合又はその他の理由により父母と離別した児童(18歳未満)の養育者に対し、児童の健全育成と福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。 【これまでの取組】 就学前の児童には月 2,000 円、小中学生は月 2,500 円、高校生には月 3,000 円支給しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	現に児童を扶養しているひとり親や寡婦の方に、経済的自立の助成や児童の福祉の増進を目的として、学校・就職・生活・住宅などに関連した各種資金を貸付します。 【これまでの取組】 母子家庭及び父子家庭を対象として、各種資金の貸付を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
母子・父子自立支援員の配置	母子・父子自立支援員を配置し、母子・寡婦家庭や父子家庭への支援、自立に必要な情報提供を行います。 【これまでの取組】 ひとり親家庭等の経済的な相談や子どもの養育に関する相談に対し、支援を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

基本施策3 障がい・発達に凸凹のある子どもへの支援

発達に凸凹や障がいのある子どもが、地域で安定した生活を送るためには、それぞれの発達段階において、専門的な支援を受けることが重要です。教育、福祉、医療等の各種施策の円滑な連携により、より充実した総合的な支援が求められています。

支援が必要な子どもの健全な発達を促し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするために、今後も一人ひとりの多様なニーズに応じた支援を実施していきます。

事業名	事業の概要	担当課
特別保育事業 (障がい児保育) (再掲)	障がいのある児童に合わせた支援を行いながら集団生活を送ることができるように、障がい児を受け入れている認可保育所に対し、保育士の加配(追加配置)を行います。 【これまでの取組】 各園で特別な対応が必要と思われる児童に対し、保育士の適切な加配(追加配置)により保育を実施しています。 【今後の方向性】 ニーズに応じて今後も実施していきます。	子育て支援課
発達支援センター運営事業	発達支援センターにおいて、心身に障がいのある児童や発達に凸凹が見られる幼児への支援や保護者への助言を行います。 【これまでの取組】 児童発達支援事業所(網走市こども発達支援センターふわり)において、発達支援指導員による専門的な指導や保護者の相談にも応じ、助言も行っています。近年発達支援のニーズが増えており、令和2年度および令和3年度には言語聴覚士を各1名、令和6年度には理学療法士を1名採用しています。 【今後の方向性】 よりの確な助言・支援が行えるよう引き続き実施していきます。	子育て支援課
通級指導教室	通級指導教室を設置し、特別な指導を必要とする児童生徒に対し、それぞれに応じた指導を行います。 【これまでの取組】 保護者からの相談に応じ通級児童生徒を受け入れ、指導改善に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいのある20歳未満の児童で、日常生活上常時特別な介護を必要とする	社会福祉課

事業名	事業の概要	担当課
	方に手当を支給します。 【これまでの取組】 重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当の支給を行いました。 【今後の方向性】 引き続き支給します。	
障がいの早期発見・早期療育事業	乳幼児健診・相談を発達の凸凹や障がいの早期発見の機会として位置づけるとともに、発達相談など早期療育につなげていく事業の充実を図ります。 【これまでの取組】 乳幼児健診を発達の凸凹や障がいの早期発見の機会とし、必要時発達相談を実施するなど、こども発達支援センターと連携を取りながら早期療育につなげてきました。1歳半健診は年12回、3歳児健診も年12回実施しています。 【今後の方向性】 活動を継続し、事業の充実を図ります。	健康推進課
5歳児健康診査事業（再掲）	医師の診察、身体測定、各種専門相談により、疾病の早期発見、精神心理など総合的な健康管理と子育て支援を行います。特に、子どもの個々の発達の特性を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズをふまえながら、子どもとその家族に必要な支援につなげます。また、就学期をスムーズに迎えられるよう関係機関と検討会等を実施します。 【これまでの取組】 5歳児健康相談として、毎年30件ほどの相談に対応しています。また、相談後には関係機関でケースカンファレンスを実施し、就学後の支援体制についても学校を含めてケース検討会を実施しています。 【今後の方向性】 新たに5歳児健康診査を実施します。これまでの5歳児健康相談を事後相談として継続します。	健康推進課
障害者総合支援法及び児童福祉法による福祉サービス	児童福祉法による児童発達支援、放課後等デイサービス、障害者総合支援法によるホームヘルプサービス、日中一時支援事業など障がいのある児童の身近なところでのサービス提供を充実していきます。 【これまでの取組】	社会福祉課

事業名	事業の概要	担当課
	障害者総合支援法による「居宅介護」「行動援護」「短期入所」「補装具等給付」「育成医療」及び「移動支援」「日中一時支援」「日常生活用具給付」のサービス提供が行われています。また、児童の通所サービスとして、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」等については、3事業所によりサービスの提供が行われています。 【今後の方向性】 今後も、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定されるサービスについて、その目的に応じて支援を必要とする障がい児に対し、適切な提供を継続していきます。	
児童発達支援事業の実施	身近な地域の障がい児支援の拠点として、地域で生活する障がい児やその家族への支援などを実施します。 【これまでの取組】 児童発達支援事業所（網走市こども発達支援センターふわり）において、発達支援指導員による専門的な指導や保護者の相談にも応じ、助言も行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	一貫した指導や支援が行われるよう、医療・保健・福祉・教育などの関係機関が組織的に連携し、家庭児童・教育相談室や教育支援センター（クリオネ学級）とも連携をしながら、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりの状況に合わせた社会参加と自立に向けて、特別支援教育体制の整備を図ります。 【これまでの取組】 教育支援委員会において、関係機関との連携により児童・生徒の状況に応じた適切な教育環境の判定や各学校コーディネーターによる児童・生徒の把握により、一人ひとりの状況に最適な環境の整備を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を監護している父又は母などに、手当を支給します。 【これまでの取組】 毎年70～80世帯を対象に手当を支給してきました。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
	【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	
障がい児福祉サービス 利用者負担金軽減事業	保護者の経済的負担をなくし、安心して子育てできる環境を提供する子育て支援策として、18歳未満の障がい児に対する福祉サービス全般（児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくすべてのサービス）の利用者負担無償化（利用者負担助成）を行います。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会福祉課
障がい児・者スポーツ 教室開催事業 （再掲）	障がいのある方が、毎月1回（偶数月は夜の部の2回目を開催）身体の状態に応じたスポーツを行うことにより、身体を動かす喜びを体感してもらうとともに、活動の場を広げ、さらに健康増進・体力向上を図ることを目的に開催します。 【これまでの取組】 毎月1回（昼の部、夜の部）スポーツ事業を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。令和7年度から対象者を拡大します。（対象：網走市民に加え、東オホーツク定住自立圏域自治体住民に拡大）	スポーツ課
幼児教育・保育の質向上事業 （再掲）	幼児教育・保育無償化に合わせて、支援が必要な園児へのサポート体制を充実させるため、これにかかる経費の一部を助成し、園の質向上を図ります。 【これまでの取組】 毎年7園に対し、経費の助成を実施してきました。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

基本施策4 困難な状況にある子どもへの支援

いじめ、ひきこもりや不登校などは、家庭や学校だけでは解決できる問題ではないため、相談及び支援体制を強化し、家庭だけで抱え込むことがないように、関係機関で連携して支えています。

また、子どもが、交通事故、犯罪、いじめ、災害等の被害によって心身の危機を体験しダメージを受けた場合に、再び社会で楽しく過ごせるように立ち直りを支援していきます。

事業名	事業の概要	担当課
不登校児童などへの相談・指導事業（再掲）	スクールカウンセラー及び家庭児童・教育相談員、学校教育専門相談員を配置し、児童・生徒、保護者などに対する相談や支援を行います。 不登校児童・生徒に対して適切な教育相談、適応指導、学習指導等を行い、集団生活への適応や学校生活への復帰を促すため、教育支援センター（クリオネ学級）を運営します。 また、不登校・いじめなどの問題に関する現状把握と対応策を検討し、児童・生徒への適切な指導や援助を行うため、「生活指導連絡協議会」を開催します。 【これまでの取組】 北海道教育委員会から派遣されたスクールカウンセラー及び網走市が委嘱するスクールカウンセラーがすべての小中学校でカウンセリングを行い、児童・生徒や保護者、教職員の相談に対応しています。家庭児童・教育相談員による相談体制のほか、教育支援センター（クリオネ学級）に指導員を配置し、きめ細やかな対応を行っています。また、生活指導連絡協議会で小中高校及び警察や市など関係機関による情報交換を行い、問題点や課題解決に向けて情報共有を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施します。	学校教育課
家庭児童・教育相談事業（再掲）	家庭児童・教育相談員が、いじめなどを理由とする不登校、児童虐待、発達の凸凹や障がい、外国につながる子どもの問題など、子どもや保護者の様々な悩みや不安について、家庭・学校を含めた、きめ細やかな対応を行うため、学校、北見児童相談所及び地域の関係機関との連携を図りながら、相談・助言・指導を行います。 【これまでの取組】 児童相談所・学校・要保護児童対策地域協議会と連携しながら、児童や保護者の支援を行って	学校教育課 子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
	ます。また、クリオネ学級通級児童・生徒のサポートなども行っています。 【今後の方向性】 今後とも、支援の必要な児童や保護者の支援を図っていきます。	
子育て世帯訪問支援事業 【新規】	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。 (令和6年度から) 【これまでの取組】 訪問支援員による掃除・洗濯や買物付添などの家事支援や沐浴・おむつ替え・学校への送迎などの育児支援を実施し、家庭の負担を軽減するとともに、養育環境の改善を図っています。 【今後の方向性】 今後も引き続きアウトリーチ型支援として必要な支援を行っていきます。	健康推進課

基本施策5 子どもの貧困対策

令和3（2021）年の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は11.5%であり、およそ9人に1人が貧困の状態にある状況です。子どもの貧困は、子どもの将来を大きく制限し、社会的に不利な状況が親から子へと受け継がれる傾向があります。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進していきます。

事業名	事業の概要	担当課
保育所使用料の軽減	市では国の定める水準の保育料の階層区分を細分化し、階層間の保育料を段階的にすることで保育料を軽減しています。また、3歳以上児の保育料については、「幼児教育・保育無償化」により保育料が無料となりました。 【これまでの取組】 3歳以上児の保育料無償化および0～2歳児	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
	の保育料独自軽減により保護者の経済的負担軽減を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施します。	
多子世帯の保育料軽減支援事業	保育所等を利用する3号認定子どものうち、市町村民税所得割合計額が169,000円未満の世帯（年収640万円未満相当の世帯）の保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化します。 【これまでの取組】 所得割額が基準内の世帯における第2子以降の保育料を無償化することで子育て世帯の経済的負担軽減を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施します。	子育て支援課
小中学校就学奨励事業	学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、給食費、新入学児童・生徒学用品費、体育実技用具費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、オンライン学習通信費の扶助を実施します。また、要保護者に対する修学旅行費の扶助、そして学校保健安全法第24条及び同法施行令第8条に定める疾病の治療に要した費用の援助を実施します。 【これまでの取組】 経済的に就学が困難な家庭の経済的な負担を軽減しています。 【今後の方向性】 引き続き実施します。	学校教育課
奨学資金貸付事業	能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生に奨学金及び入学準備金を貸付け、社会の有用な人材を育成します。 【これまでの取組】 保護者の経済的負担を軽減し、修学を希望する学生を支援しています。 【今後の方向性】 引き続き実施します。	学校教育課

事業名	事業の概要	担当課
児童扶養手当支給事業（再掲）	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。 【これまでの取組】 法令等に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進に資するため実施しています。 【今後の方向性】 法令等に基づき、実施していきます。	子育て支援課
妊婦のための支援給付事業 【新規】	届出により妊婦給付認定を受けた方を対象に支給します。 ・妊婦1人あたり 5万円 ・妊娠しているこども1人あたり 5万円 （令和7年度から）	子育て支援課

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

1 連携による施策の推進

計画の推進にあたっては、すべての市民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

市民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。

多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくことは、行政側からの一方的なサービス提供だけでは困難です。

本計画に関わる多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、子どもを含む市民や、地域の各種関係団体などが連携し、施策を推進していきます。

2 庁内における推進体制の充実

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、様々な部局に及びます。

市民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各部局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

3 役割分担

関係主体それぞれの役割分担は、下記のとおりとします。

関係主体	役割
網走市	1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。 2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。
北海道	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。 特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。 国又は北海道や網走市が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。
市民	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は北海道や網走市が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。

第2節 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や道など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で、必要な施策・事業を、着実に推進するよう努めていきます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、市民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

資料編

第1節 子ども・子育て会議委員・事務局名簿

1 網走市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	役職	氏名	所属	備考
教育関係団体 (2名)		可 児 隆 洋	網走市校長会	R6.5.31まで
		平 田 和 史	網走市校長会	R6.6.1から
		若 原 浩 敬	網走市PTA連合会	R6.5.31まで
		佐 藤 孝 洋	網走市PTA連合会	R6.6.1から
幼稚園保育関係 団体(2名)	会長	大 林 晃	網走市私立幼稚園連合会	
	副会長	石 原 久 美	いせの里保育園	
福祉関係団体 (2名)		庭 山 貴 充	網走市社会福祉協議会	
		片 谷 智 和	北海道民生委員児童委員連盟 網走支部	
保健医療団体 (1名)		山 根 伸 也	網走市健康推進員協議会	
労働者代表 (1名)		橋 本 修 平	日本労働組合総連合会北海道連合会 網走地区連合会	
学識経験者 (2名)		小 堀 幹 子	社会教育委員	
		高 石 一	網走市町内会連合会	
事業者代表 (1名)		北 川 剛	網走厚生病院	R6.5.31まで
		鎌 田 哲 寿	網走厚生病院	R6.6.1から
子育て当事者 (2名)		佐 藤 みなみ	一般公募	
		志 賀 優 衣	一般公募	

(順不同・敬称略)

2 網走市子ども・子育て会議事務局名簿

所属	令和5年度	令和6年度
健康福祉部長	結城 慎二	結城 慎二
健康福祉部子育て支援課長	岩本 純一	岩本 純一
学校教育部学校教育課長	高橋 善彦	高橋 善彦
健康福祉部健康推進課長	本橋 洋樹	本橋 洋樹
健康推進課長子育て支援課参事	東出 信幸	東出 信幸
健康推進課子育て支援課 こども家庭係長		合田 宗生
健康推進課子育て支援課 こども家庭係主査	江野 佑	

第2節 計画策定の経過

本計画書は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第61条の規定の「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、法77条第1項の規定に基づき設置した、網走市子ども・子育て会議の審議を経て策定したものです。

回	開催日	主な内容
第1回	令和6年2月2日	・会長、副会長の選出 【議事】 ・網走市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（実績）について ・網走市子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定に係るニーズ調査について
第2回	令和6年9月27日	【議事】 ・網走市子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定に係るニーズ調査の結果報告について ・今後のスケジュールについて
第3回	令和6年12月20日	【議事】 ・網走市子ども・子育て支援事業計画（第3期）骨子案について ・網走市子ども・子育て支援事業計画（第3期）素案について
第4回	令和7年2月10日	【議事】 ・網走市子ども・子育て支援事業計画（第3期）原案について

第3期網走市子ども・子育て支援事業計画

【第1部】

令和7年3月発行

発行者 網走市

編集 網走市健康福祉部子育て支援課

〒093-8555 北海道網走市南5条東1丁目10番地

電話：0152-67-5426